令和元年８月

大気・水質等
常時監視結果
（平成30年度）

第二版

兵庫県農政環境部環境管理局

環境基本法第16条に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気・水質・騒音等についての環境基準が定められています。

県及び国・市は、県内の環境の状況を把握するとともに、この環境基準の達成状況を確認するため、大気汚染防止法等関係法令に基づき、大気、水質、騒音等の常時監視を実施しています。

本書は、平成30年度における大気常時監視測定結果及び水質常時監視測定結果並びに自動車・航空機騒音等の測定結果等をとりまとめたものです。

なお、データは資料編に添付しますので、本編とあわせてご活用ください。

○平成30年度の測定地点数

（１）大気　　一般環境大気測定局59局　自動車排出ガス測定局32局
　　有害大気汚染物質６地点

（２）自動車騒音　24地点

（３）航空機騒音　11局

（４）新幹線鉄道騒音　８地点

（５）公共用水域　河川39水域、海域26水域、湖沼１水域

（６）地下水　　概況調査96地点
　　継続監視調査（汚染地区調査）91地区

（７）ダイオキシン類　大気２地点、水質及び底質４地点

（本編）

＜　目　　次　＞

第１　大気汚染の状況
　１　一般環境
　　(1) 二酸化硫黄 ―― 1
　　(2) 二酸化窒素 ―― 1
　　(3) 浮遊粒子状物質 ―― 1
　　(4) 微小粒子状物質 ―― 1
　２　自動車排出ガス
　　(1) 二酸化窒素 ―― 2
　　(2) 浮遊粒子状物質 ―― 2
　　(3) 一酸化炭素 ―― 2
　　(4) 微小粒子状物質 ―― 2
　　(5) 自動車 NOx・PM 法対策地域の状況 ―― 3
　３　光化学オキシダント ―― 4
　４　有害大気汚染物質 ―― 4
　５　アスベスト ―― 5
　６　酸性雨 ―― 5
　７　微小粒子状物質成分分析 ―― 5

第２　騒音・振動の状況
　１　自動車騒音 ―― 6
　２　航空機騒音 ―― 6
　３　新幹線鉄道騒音、振動 ―― 7

第３　水質汚濁の状況
　１　公共用水域 ―― 7
　２　地下水 ―― 9

第４　ダイオキシン類に関する環境の状況
　１　大気 ―― 10
　２　水質及び底質 ―― 10

第１　大気汚染の状況

１　一般環境（表１）

(1) 二酸化硫黄

一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）36 局で測定を行い、昭和 54 年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.001ppm であり、近年低濃度で安定している。（図１－２）

(2) 二酸化窒素

一般局 55 局で測定を行い、平成 11 年度以降、全局で環境基準を達成している。（図１－１）

また、年平均値の全局平均値は、0.010ppm であり、平成８年度以降、減少傾向にある。（図１－２）

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）

一般局 54 局で測定を行い、全局で環境基準を達成している。（図１－１）

また、年平均値の全局平均値は、0.018mg/m^3 である。（図１－２）

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

一般局 39 局で測定を行い、37 局で環境基準を達成している（平成 29 年度は全 40 局中、36 局で達成）。

また、年平均値の全局平均値は 11.4μg/m^3 である。なお、注意喚起情報の発信はなかった。

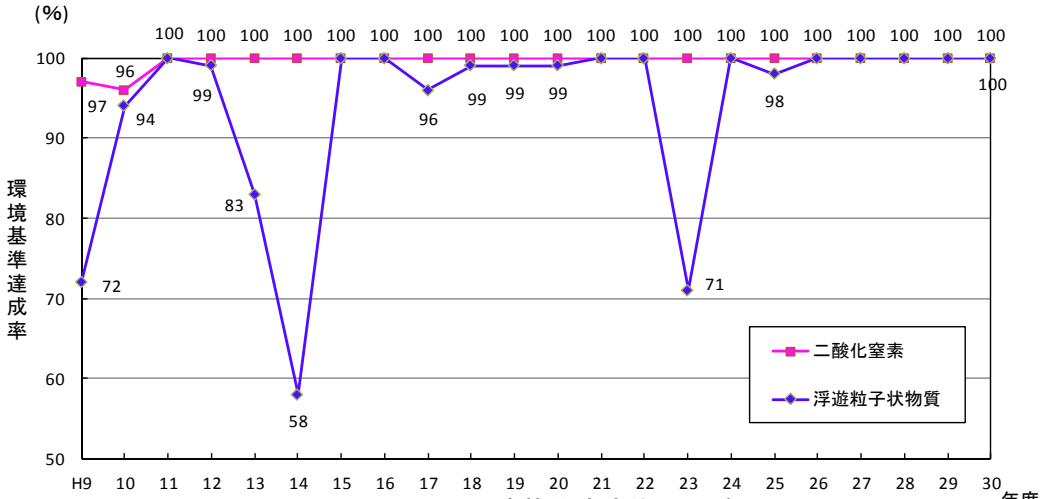

図１－１　環境基準達成状況（一般局）

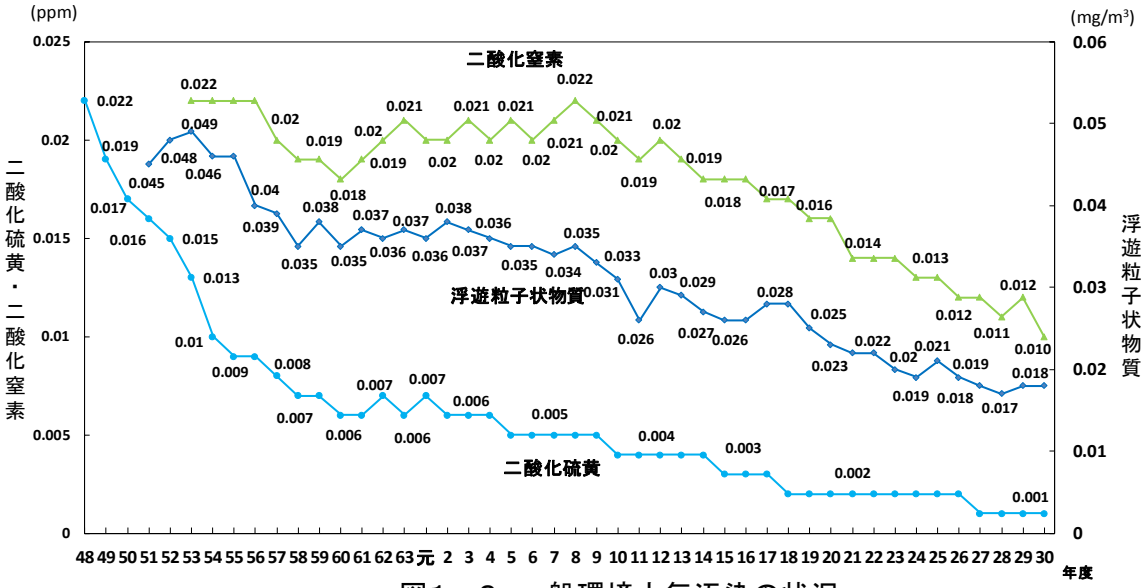

図１－２　一般環境大気汚染の状況

２　自動車排出ガス

(1) 二酸化窒素（表２）

自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）29 局で測定を行い、平成 22 年度以降、全局で環境基準を達成している。（図２－１）

また、年平均値の全局平均値は、0.016ppm であり、平成８年度以降、減少傾向にある。（図２－２）

(2) 浮遊粒子状物質（SPM）

自排局 27 局で測定を行い、全局で環境基準を達成している。（図２－１）

また、年平均値の全局平均値は、0.017mg/m^3 である。（図２－２）

(3) 一酸化炭素

自排局 24 局で測定を行い、昭和 51 年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.4ppm であり、減少傾向にある。（図２－２）

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

自排局 22 局で測定を行い、全局で環境基準を達成している（平成 29 年度は全 22 局中、19 局で達成）。

また、年平均値の全局平均値は 12.3μg/m^3 である。

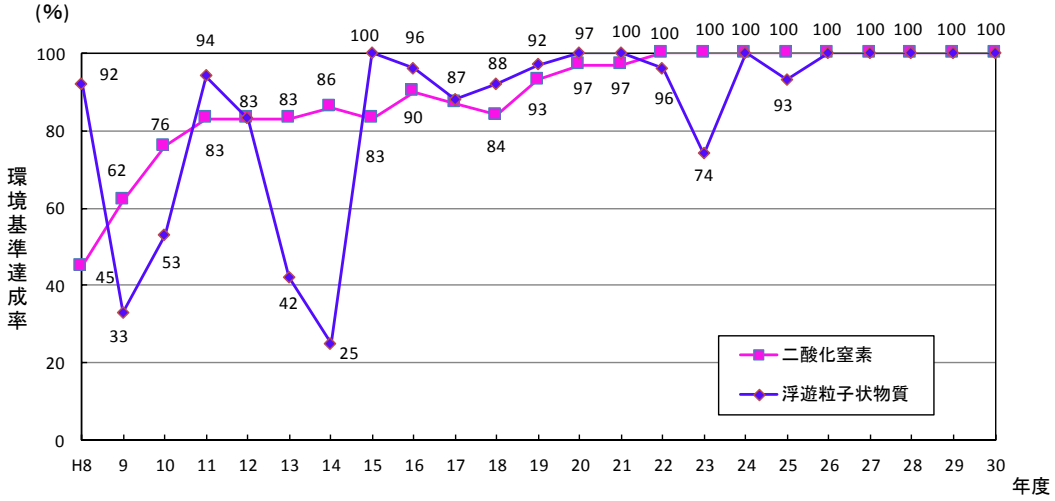

図２－１　環境基準達成状況（自排局）

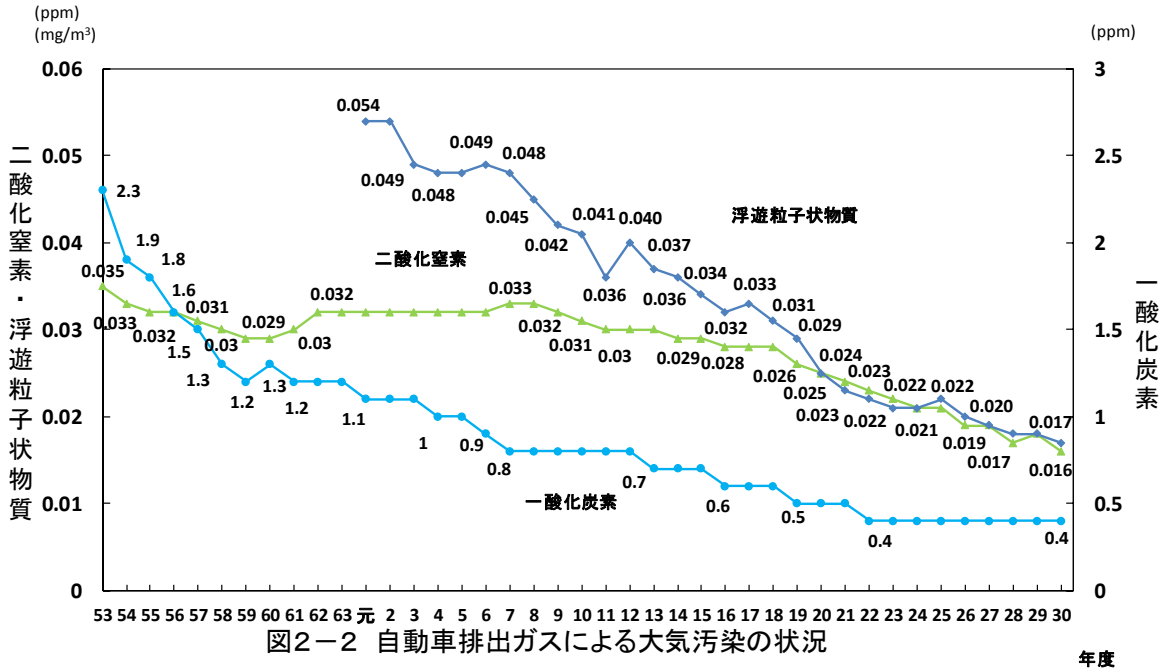

図２－２　自動車排出ガスによる大気汚染の状況

(5) 自動車 NOx・PM 法対策地域の状況

自動車の交通が集中している地域で、環境基準の確保が困難であると認められる地域として、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）対策地域*1が指定されて、自動車排出ガス対策の強化が図られている。しかし、対策地域外からの流入車両には自動車 NOx・PM 法が適用されないことから、本県では「環境の保全と創造に関する条例」（平成 16 年 10 月改正施行）に基づき、阪神東南部地域*2において、ディーゼル自動車等運行規制を実施している。

運行規制の開始以降、阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における年平均値は、改善傾向がみられる。（図３）

＊1：自動車 NOx・PM 法対策地域・・・神戸市、姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く）、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

＊2：阪神東南部地域・・・神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市

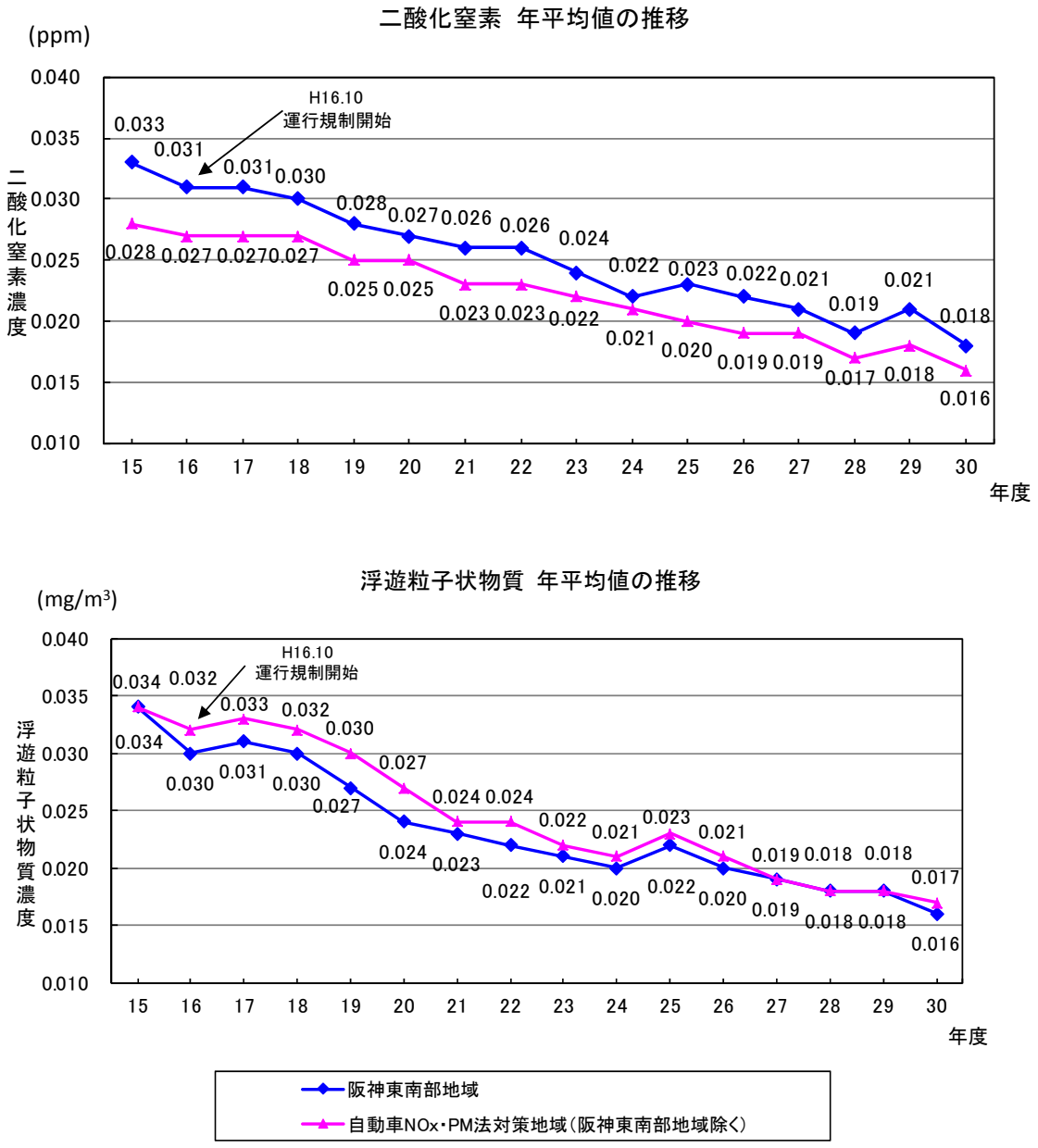

図３　自動車 NOｘ・PM 法対策地域の状況

３　光化学オキシダント（表３、４）

一般局 48 局で測定を行い、全局で環境基準非達成である（平成 29 年度は全 51 局で非達成）。

また、全局の昼間の日最高１時間値の年平均値は 0.047ppm である。（図４）

平成 30 年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は２日であった（平成 29 年度は１日）。（図４）

なお、光化学スモッグによる被害届はなかった。

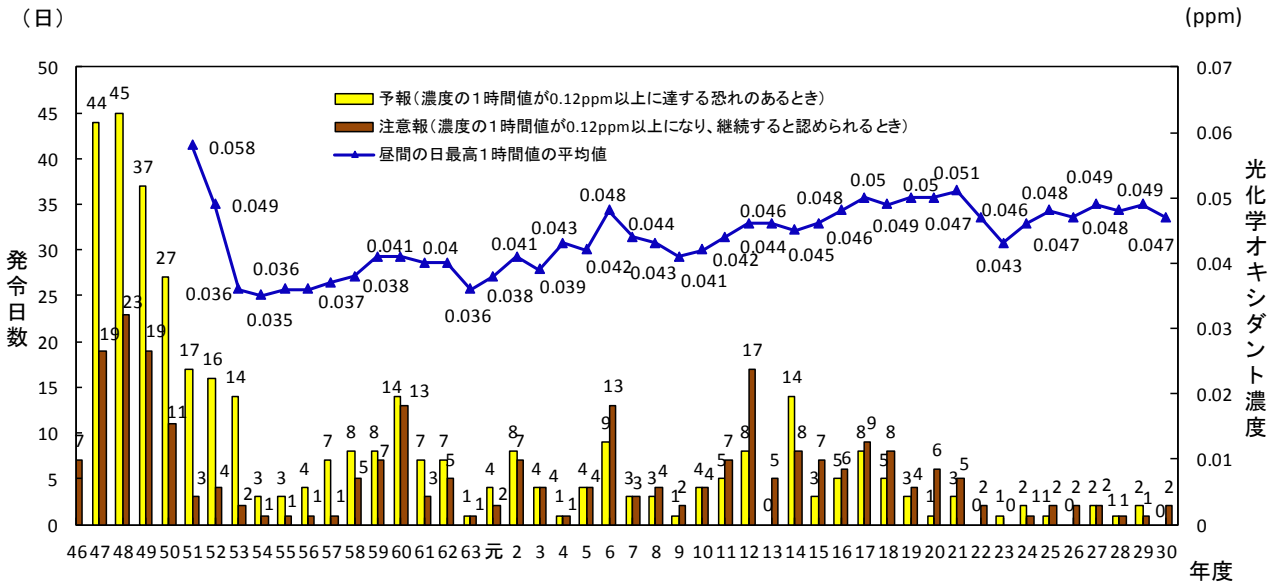

図４　光化学オキシダント濃度の推移・光化学スモッグ注意報等発令日数

４　有害大気汚染物質（表５）

６地点で 21 物質について測定を行った。このうち環境基準が設定されている４物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）は、すべて全地点で環境基準を達成している。

なお、４物質の年平均値の全地点中央値は、近年ほぼ横ばいの状況にある。（図５）

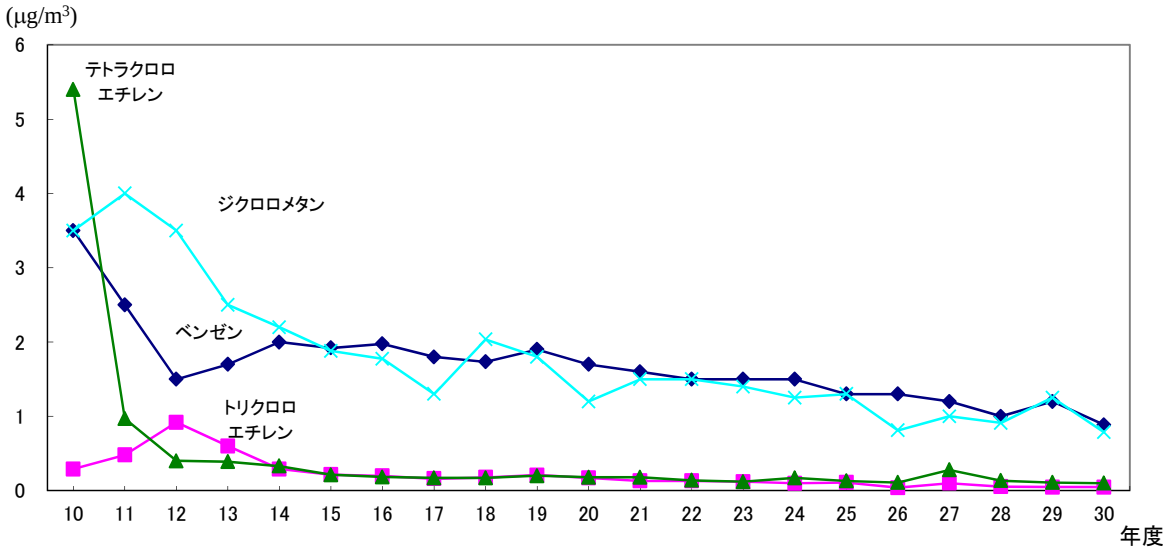

図５　有害大気汚染物質濃度の推移

５　アスベスト（表６）

一般環境７地点及び道路沿道１地点においてアスベスト濃度のモニタリングを実施した結果、総繊維数濃度で0.056～0.18本/Lであり、全国の測定結果と比較して、ほぼ同様であった。

※　アスベストモニタリングマニュアル（環境省）が改訂されたため、平成22年度からは総繊維数を測定（平成21年度までは、アスベスト繊維数を測定（総繊維数＞アスベスト繊維数））

６　酸性雨（表７）

神戸、豊岡における雨水のｐＨの年平均値はそれぞれ4.9であり、近年、ほぼ横ばいの傾向にある。（図６）

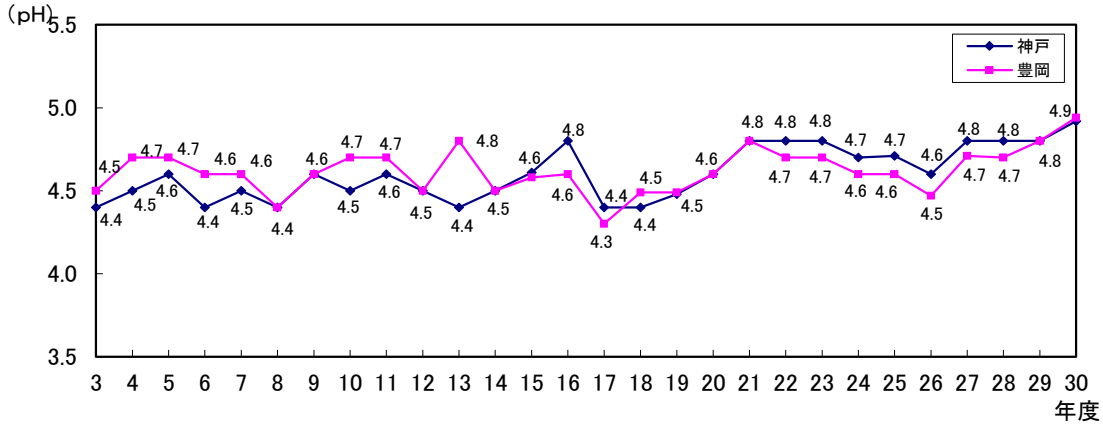

図６　雨水のｐＨの推移

７　微小粒子状物質（PM2.5）成分分析

一般環境６地点及び道路沿道５地点において、微小粒子状物質（PM2.5）成分分析を実施した結果、硫酸イオン（SO_4^{2-}）、有機炭素（OC）の占める割合が高かった。（図７）

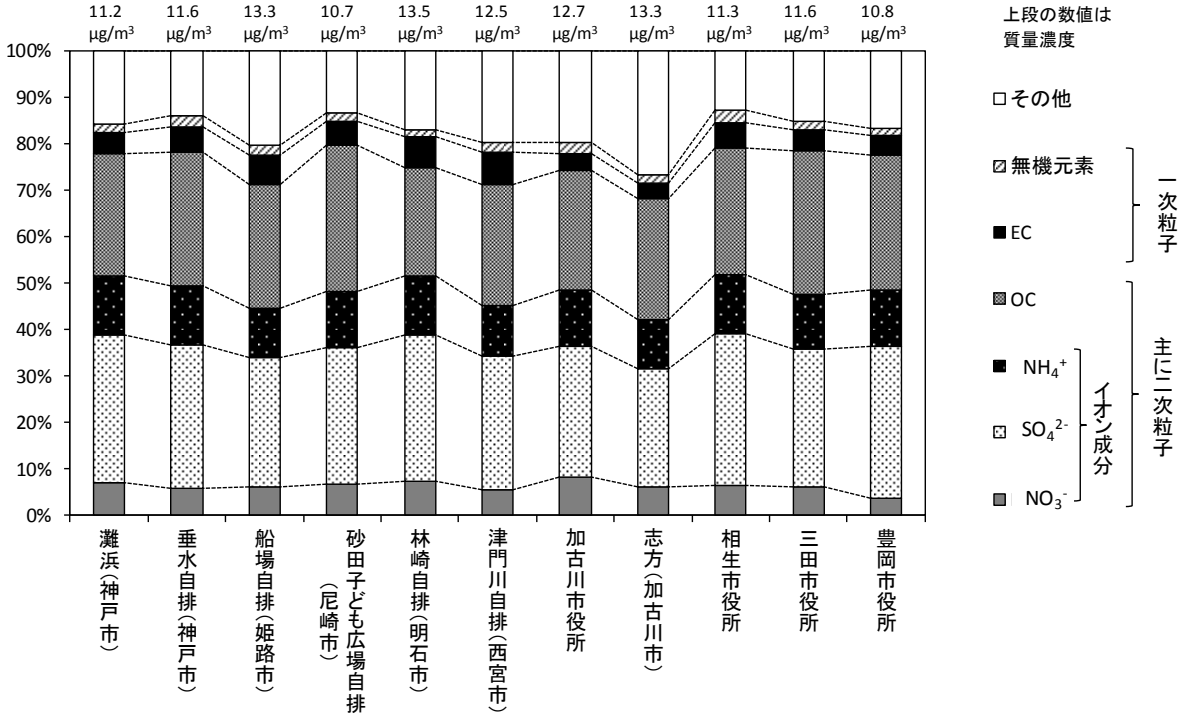

図７　微小粒子状物質（PM2.5）成分分析

第２　騒音・振動の状況

１　自動車騒音（表８）

常時監視 20 地点では、16 地点において全時間帯（昼・夜）で環境基準を達成している（平成 29 年度は 23 地点中 20 地点で環境基準を達成）。なお、全時間帯で環境基準を超過している地点は、国道２号（上郡町）、国道 179 号（太子町）、中国自動車道（佐用町）の３地点である。

常時監視以外の４地点では、全時間帯で環境基準を達成している。

２　航空機騒音

(1) 大阪国際空港（表９）

専ら住居の用に供される地域（Ⅰ類型）では、測定局９局中５局で環境基準を達成しており（平成 29 年度は、９局中６局で達成）、通常の生活を保全する必要がある地域（Ⅱ類型）では測定局２局中１局で環境基準を達成していた（平成 29 年度は、２局中１局で達成）。

過去のデータと比較するため、平成 24 年度以前の評価方法である WECPNL の値で比較すると、大阪国際空港周辺の航空機騒音は、近年ほぼ横ばいで推移している。（図８）

大阪国際空港における航空機騒音の推移

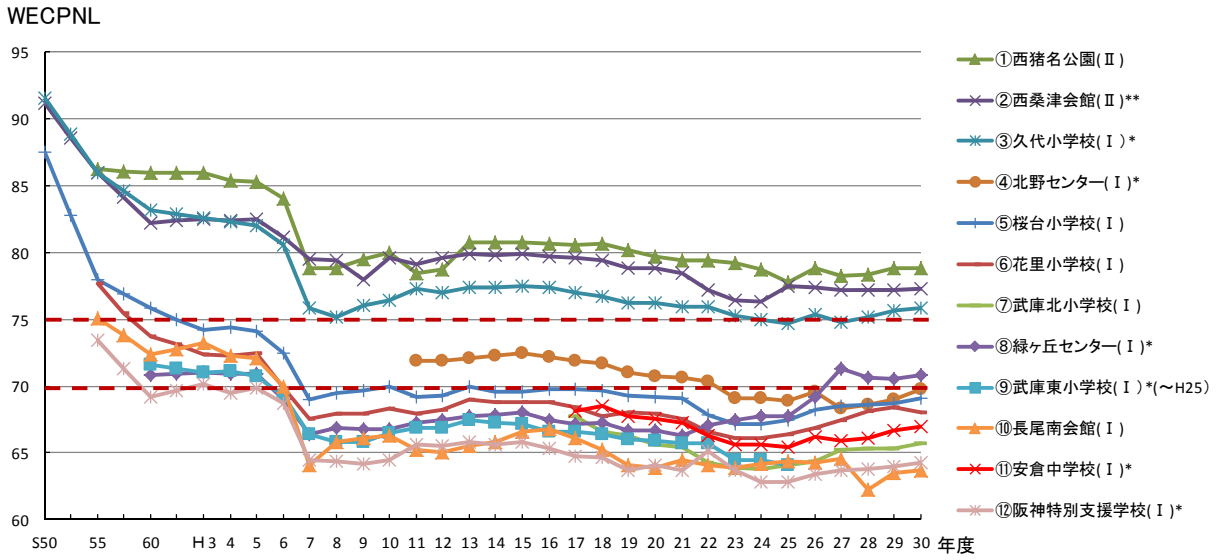

（上図）WECPNLの推移
【WECPNL】
平成24年度までの
環境基準評価指標
Ⅰ類型　70　WECPNL
Ⅱ類型　75　WECPNL

（右図）Ldenの推移
【Lden】
平成25年度からの
環境基準評価指標
Ⅰ類型　57　dB
Ⅱ類型　62　dB

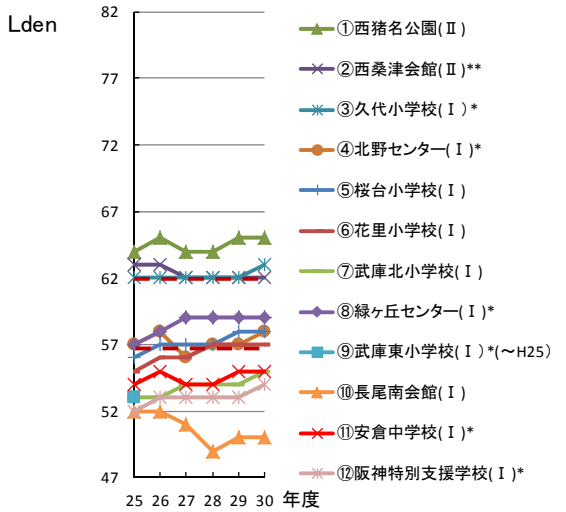

＊の測定局は平成24年度まで国による測定で暦年単位。
平成25年度からは新関西国際空港(株)による測定で年度単位。
平成28年度からは関西エアポート㈱による測定で年度単位。
**の測定局は伊丹市による測定で暦年単位。

注：長尾南会館測定局は平成27年7月29日～平成28年6月30日欠測
花里小学校測定局は平成30年9月4日～平成31年1月25日欠測

図８　　大阪国際空港周辺の騒音の推移

(2) **関西国際空港**（表 10）

関西国際空港の飛行経路の一部は、淡路島の上空を通過しているため、淡路市及び南あわじ市の３地点で航空機騒音の測定を行った。淡路市及び南あわじ市には、航空機騒音に係る環境基準は設定されていないが、すべての測定地点において、Ⅰ類型（住居系地域）の環境基準（Lden 57dB）に比べ低い状況にある。

３　**新幹線鉄道騒音、振動**（表 11）

(1) **騒音**

全８地点中６地点において、主として住居の用に供される地域（Ⅰ類型）の環境基準を達成している（近接軌道中心から 25mの地点において評価。平成 29 年度は全９地点（Ⅰ類型）中７地点で達成）。

なお、環境基準が非達成である２地点については、住宅地域に対する暫定目標（75dB）を達成している。

(2) **振動**

全８地点（騒音測定と同地点）において指針値（70dB）を下回っている（平成 29 年度は全９地点において指針値を下回った）。

第３　水質汚濁の状況

１　**公共用水域**（表 12）

(1) **健康項目**

水質汚濁に関する環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は27項目設定されており、砒素、ふっ素を除く 25 項目で、全ての測定地点で環境基準を達成している。

砒素は、最明寺（さいみょうじ）川の最明寺橋の１地点で、ふっ素は、有馬川は２地点（長尾佐（ながおさ）橋、明治橋）、船坂川は２地点（船坂橋、下田橋下流）、太多田（おたた）川では２地点（蓬莱峡（ほうらいきょう）山荘前、千都（せんと）橋）、座頭谷（ざとうだに）川では流末の１地点、仁川で３地点（鷲林寺（じゅうりんじ）橋、甲山橋、地すべり資料館横）、津門（つと）川では１地点（神祇官（じんぎかん）橋）の計 11 地点で基準値を超過している。いずれも地質による自然的な影響である。

なお、いずれの地点も、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。

(2) **生活環境項目**（表 13）

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）は、公共用水域の利用目的ごとに類型が指定され、類型ごとに基準値が設定されている。

有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）（河川）及び化学的酸素要求量（COD）（海域及び湖沼）の環境基準達成状況をみると、平成 30 年度は、河川では 39 水域全て（環境基準達成率 100%）で、海域では 26 水域中 19 水域（同 73%）で、湖沼では１水域で環境基準を達成している。

長期的には、河川では改善傾向にあるが、海域では横ばい傾向である。（図９）

また、県内の瀬戸内海海域の全窒素及び全燐は、平成24年度以降９水域全てで、環境基準を継続して達成している。

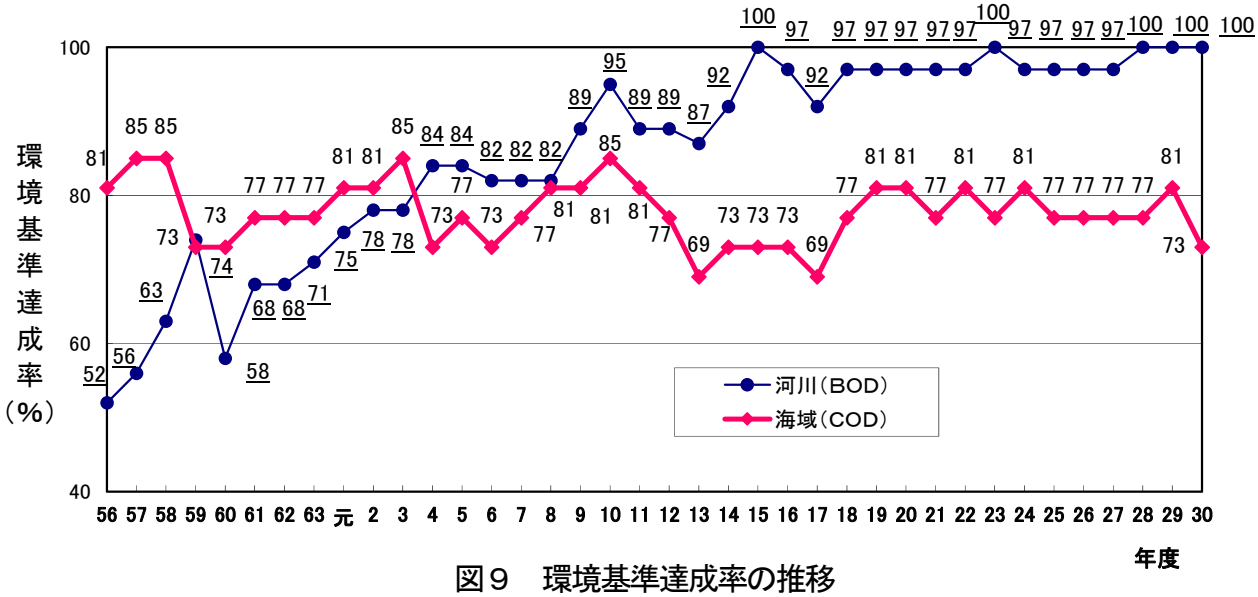

図９　環境基準達成率の推移

（注）　環境基準達成率＝ $\frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}}$ ×１００

① 河川（BOD）

河川水質は、下水道整備をはじめとした生活排水対策等の進展により長期的には水質改善が進んでいる。

ア　阪神地域

11水域全てで環境基準を達成している。

イ　播磨地域

20水域全てで環境基準を達成している。

また、天川、法華山谷川、八家川及び大津茂川では環境基準が設定されていないが、長期的には改善の傾向である。

ウ　但馬地域

８水域全てで環境基準を達成しており、良好な水質を維持している。

エ　淡路地域

洲本川、三原川では環境基準が設定されていないが、ほぼ横ばいの傾向である。

② 海域（COD）

大阪湾及び播磨灘の一部の水域では、沖合部を中心にCODが環境基準非達成の状態にある。

ア　大阪湾

９水域中５水域で環境基準を達成している。

イ　播磨灘（播磨灘北西部及び淡路島西部南部海域を含む）

15水域中12水域で環境基準を達成している。

ウ　日本海

２水域全てで環境基準を達成している。

③　海域（全窒素及び全燐）

全窒素及び全燐は全ての水域で環境基準を達成している。

ア　大阪湾

３水域全てで環境基準を達成している。

イ　播磨灘（播磨北西部及び淡路島西部南部海域を含む）

６水域全てで環境基準を達成している。

窒素及び燐は、一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系維持に必要であるとされているが、Ⅱ類型指定水域の県内４水域では、窒素濃度は低下傾向であり、平成 30 年度は大阪湾（ハ）を除く３水域でⅠ類型の環境基準値以下となっている。（図 10）

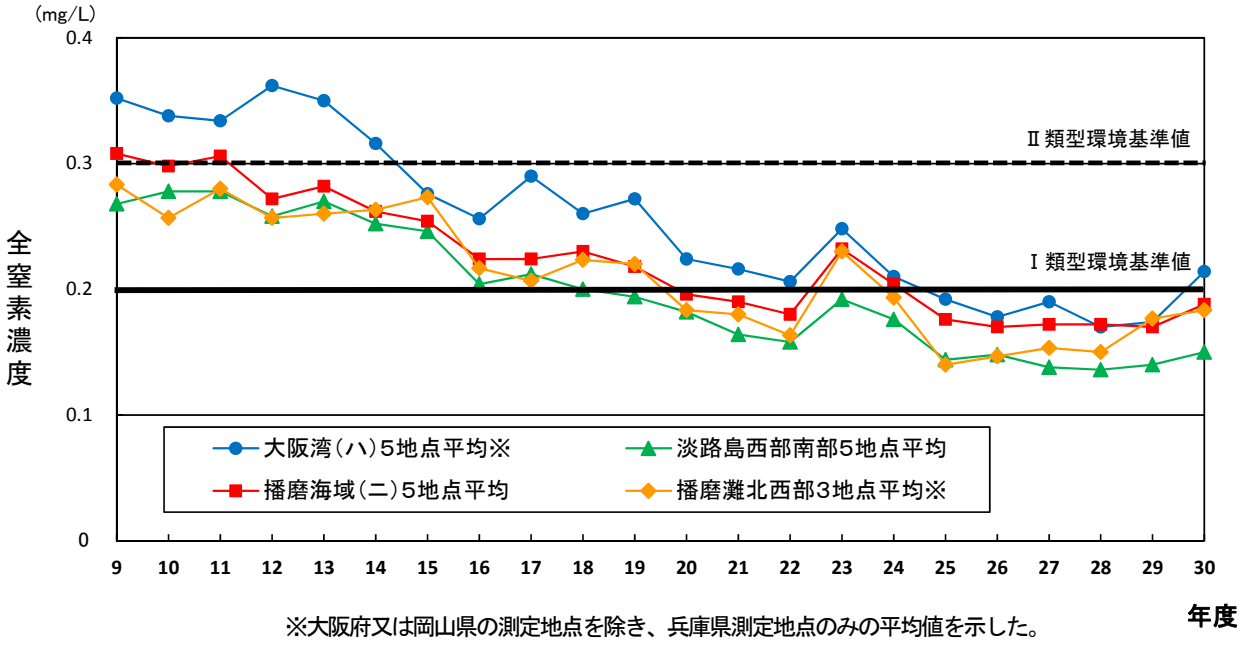

図 10　Ⅱ類型指定水域別全窒素濃度の推移

④　湖沼（COD 及び全燐）

千苅水源池の COD は、平成 30 年度は環境基準を達成した。全燐は、環境基準及び暫定目標値を非達成である。

２　地下水（表 14）

(1) 概況調査

地下水の県内の全般的な状況を把握する目的で、既存の井戸を利用して、全環境基準項目調査を基本として、96 地点で調査を行い、90 地点で環境基準を達成した（環境基準達成率 94%）。

新たに環境基準を超過した地点は、ふっ素で４地点（西宮市学文殿（がくぶんでん）町２丁目、南甲子園３丁目、薬師町、段上（だんじょう）町７丁目）、ほう素で２地点（西宮市高須町２丁目、南甲子園３丁目）である。

ふっ素、ほう素の超過原因は地質の影響であると考えられる。既に飲用指導を行っており、健康影響が生じるおそれはない。以後、継続監視調査等により、監視を継続していくこととしている。

(2) 継続監視調査（汚染地区調査）

過去に汚染が発見された井戸周辺地区等の継続的な監視のため、平成30年度は19市５町の91地区123地点(716検体)で調査を行った。内訳は、鉛(17検体)、砒素(37検体)、揮発性有機塩素化合物(620検体)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（17検体)、ふっ素（23検体)、ほう素（２検体）である。

その結果、鉛１検体、砒素19検体、揮発性有機塩素化合物60検体、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素９検体、ふっ素16検体、ほう素１検体が環境基準を超過した。

鉛、砒素、ふっ素及びほう素の汚染原因は、自然由来と考えられる。揮発性有機塩素化合物による汚染に対しては、地下水や土壌ガス等の詳細な調査を実施し、汚染範囲の確定や原因究明を行っている。原因が究明できた地点は、原因者に対し、浄化対策指導等を行っている。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染に対しては、原因が施肥等に起因すると考えられる地点が多くみられることから、施肥基準等に基づいた適正施肥の実施等の促進や、エコファーマー制度等の活用が図られるよう関係機関と協議している。

第４　ダイオキシン類に関する環境の状況

１　大気（表15）

２地点で測定を行い、すべての地点でダイオキシン類の大気環境基準（年平均0.6pg-TEQ/m³）を達成している。

また、全地点の平均値は0.0095pg-TEQ/m³で、近年、低濃度で推移している。(図11)

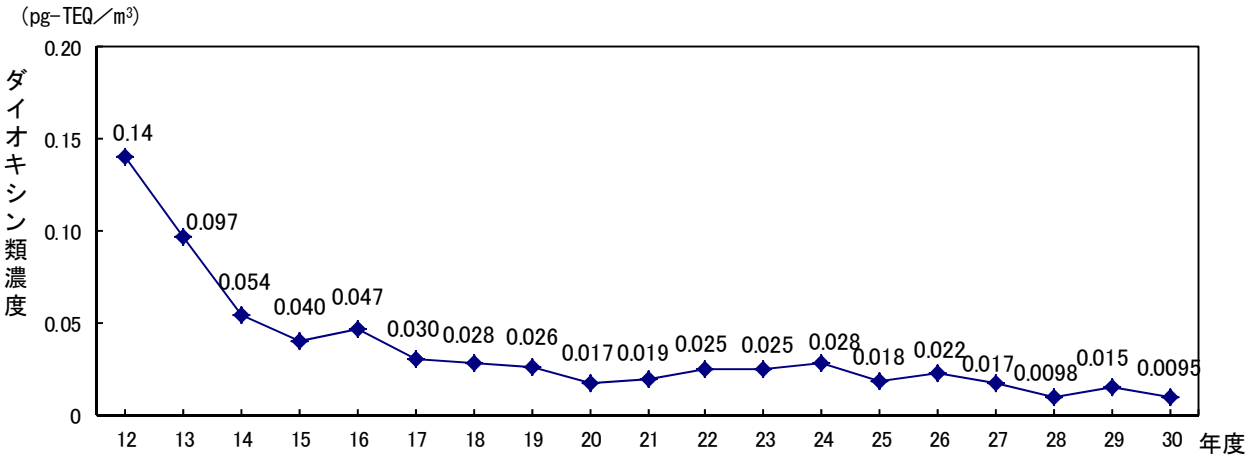

図11　ダイオキシン類の大気環境中濃度の推移

２　水質及び底質

(1) 水質（表16、表17）

河川２地点及び海域２地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の水質環境基準（1pg-TEQ/L）を達成している。

(2) 底質（表16、表17）

河川２地点及び海域２地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の底質環境基準（150pg-TEQ/ｇ）を達成している。

（資料編）

＜　目　　次　＞

表１　一般環境大気測定局の環境基準達成状況
（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）――― 11
表２　自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況
（二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）――― 19
表３　光化学オキシダントの環境基準達成状況 ――― 23
表４　光化学スモッグ注意報等の年度別推移 ――― 25
表５　有害大気汚染物質の調査結果 ――― 26
表６　アスベスト一般環境等モニタリング結果 ――― 27
表７　酸性雨自動測定機による監視結果 ――― 28
表８　自動車騒音の測定結果 ――― 29
表９　大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果 ――― 30
表１０　淡路島における航空騒音の測定結果 ――― 32
表１１　新幹線鉄道騒音・振動測定結果 ――― 33
表１２　河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況（健康項目） ――― 34
表１３　河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等
（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素、全燐）――― 35
表１４　地下水質の状況 ――― 42
表１５　ダイオキシン類調査結果（大気）――― 48
表１６　ダイオキシン類調査結果（河川）――― 49
表１７　ダイオキシン類調査結果（海域）――― 49
（参考）環境基準等 ――― 50
用語解説 ――― 65

表１　一般環境大気測定局の環境基準達成状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

（１）二酸化硫黄

市　町	測　定　局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年　平　均　値				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北　　部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.003	0.005	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	中　　部	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0.005	0.004	0.004	(0.005)	0.004	0.002	0.001	0.001	(0.002)	0.001
	南　　部	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0.004)	0.005	0.004	0.005	0.004	(0.001)	0.002	0.001	0.002	0.002
西宮市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.005	0.005	0.006	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	鳴 尾 支 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.005	0.004	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	瓦木公民館	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	甲陵中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.003	0.004	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	山口小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	浜 甲 子 園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
宝塚市	よりあいひろば	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
川西市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
神戸市	東　　灘	0	－	－	－	－	0	－	－	－	－	0.006	－	－	－	－	0.002	－	－	－	－
	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.007	0.009	0.007	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	灘　　浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	兵 庫 南 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.006	0.006	0.007	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	垂　　水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	港　　島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.006	0.008	0.007	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
明石市	二　　見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002
	大　久　保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.003	0.004	0.004	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001
	王　　子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
播磨町	町　役　場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001
加古川市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	尾　　上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.005	0.007	0.009	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003
	別　　府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.007	0.007	0.009	0.007	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	志方公民館	0	－	－	－	－	0	－	－	－	－	0.004	－	－	－	－	0.001	－	－	－	－
	平　　荘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

【一般環境大気測定局】

市　町	測　定　局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年　平　均　値				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
西脇市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001
姫路市	八　　代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000
	広　　畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.005	0.005	(0.007)	0.002	0.001	0.001	0.001	(0.002)
	飾　　磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	白　　浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	御　国　野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.003	0.003	0.004	0.003	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001
	網　　干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	飾　　西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	香　　寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	林　　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
赤穂市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
丹波市	柏　　原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
豊岡市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
洲本市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
全測定局平均値																	0.002 [38局]	0.001 [37局]	0.001 [37局]	0.001 [36局]	0.001 [36局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、年間を通じて測定した１日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

3　（　）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。

4　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない年平均値を除いて算定した。

（２）二酸化窒素

【一般環境大気測定局】

市　町	測　定　局	日平均値の年間98%値					年　平　均　値				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北　部	0.030	0.032	0.031	0.036	0.038	0.014	0.014	0.014	0.016	0.015
	中　部	0.034	0.037	0.033	0.039	0.034	0.016	0.017	0.015	0.017	0.014
	南　部	(0.036)	0.037	0.033	0.039	0.035	(0.018)	0.018	0.017	0.018	0.016
西宮市	市　役　所	0.036	0.038	0.032	0.036	0.030	0.017	0.018	0.015	0.016	0.013
	鳴尾支所	0.038	0.038	0.034	0.037	0.035	0.020	0.020	0.018	0.018	0.017
	瓦木公民館	0.036	(0.035)	0.032	0.036	0.030	0.018	(0.016)	0.015	0.017	0.014
	甲陵中学校	0.027	0.025	0.024	0.026	0.025	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009
	山口小学校	0.025	0.025	0.024	0.025	0.023	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
	浜甲子園	0.037	0.038	0.032	0.038	0.033	0.017	0.017	0.015	0.016	0.013
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0.021	0.021	0.020	0.018	0.020	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
伊丹市	市　役　所	0.017	0.012	0.010	0.010	0.009	0.009	0.005	0.005	0.004	0.004
宝塚市	よりあいひろば	0.029	0.030	0.030	0.027	0.025	0.013	0.014	0.012	0.010	0.011
川西市	市　役　所	0.019	0.020	0.018	0.018	0.018	0.009	0.009	0.008	0.009	0.009
三田市	市　役　所	0.017	0.020	0.023	0.022	0.025	0.006	0.009	0.009	0.009	0.009
神戸市	東　灘	0.028	0.027	0.026	0.030	0.024	0.013	0.013	0.012	0.013	0.010
	六甲アイランド	0.037	0.038	0.034	0.038	0.032	0.018	0.018	0.016	0.018	0.016
	住吉南	0.042	0.040	0.037	0.039	0.035	0.021	0.020	0.018	0.019	0.017
	灘	0.029	0.027	0.025	0.028	0.027	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011
	灘　浜	0.044	0.043	0.037	0.041	0.035	0.022	0.022	0.020	0.020	0.017
	葺　合	0.024	－	－	－	－	0.009	－	－	－	－
	兵庫南部	0.037	0.036	0.029	0.036	0.030	0.016	0.016	0.015	0.016	0.014
	長　田	0.033	0.030	0.031	0.032	0.030	0.014	0.014	0.013	0.014	0.012
	須　磨	0.040	0.037	0.033	0.039	0.034	0.019	0.019	0.017	0.017	0.015
	白川台	0.029	0.026	0.026	0.026	(0.019)	0.012	0.012	0.011	0.011	(0.010)
	垂　水	0.036	0.034	0.030	0.034	0.029	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014
	西　神	0.022	0.019	(0.021)	0.021	0.020	0.008	0.007	(0.008)	0.008	0.008
	南五葉	0.021	0.020	0.017	0.020	0.018	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007
	北　神	0.024	0.022	0.023	0.021	0.021	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008
	港　島	0.038	0.035	0.033	0.037	0.033	0.017	0.017	0.016	0.016	0.015
	押部谷	(0.019)	－	－	－	－	(0.007)	－	－	－	－
明石市	二　見	0.032	0.032	0.025	0.028	0.026	0.012	0.014	0.012	0.013	0.011
	大久保	0.034	0.031	0.028	0.031	0.026	0.012	0.016	0.013	0.014	0.013
	王　子	0.033	0.032	0.029	0.031	0.028	0.015	0.016	0.014	0.014	0.013
稲美町	町　役　場	0.024	0.024	0.021	(0.021)	0.022	0.010	0.010	0.009	(0.009)	0.010
播磨町	町　役　場	0.029	0.030	0.028	0.029	0.025	0.014	0.014	0.013	0.014	0.013
加古川市	市　役　所	0.027	0.026	0.022	0.025	0.021	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011
	尾　上	0.029	0.027	0.025	0.026	0.021	0.013	0.013	0.013	0.013	0.011
	別　府	0.032	0.028	0.026	0.028	0.026	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014

【一般環境大気測定局】

市町	測定局	日平均値の年間98%値					年平均値				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
加古川市	東神吉	0.023	0.020	0.019	0.021	0.018	0.010	0.009	0.009	0.009	0.009
	志方公民館	0.020	0.019	0.017	0.020	0.015	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007
	平荘	0.019	0.017	0.015	0.018	0.015	0.008	0.008	0.007	0.008	0.007
高砂市	市役所	0.029	0.026	0.023	0.027	0.023	0.013	0.012	0.011	0.012	0.012
西脇市	市役所	0.014	0.013	0.013	0.014	0.013	0.005	0.005	0.006	0.006	0.006
姫路市	八代	0.023	0.021	0.020	0.021	0.018	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009
	広畑	0.028	0.027	0.023	0.027	(0.025)	0.013	0.013	0.012	0.012	(0.013)
	飾磨	0.030	0.027	0.022	0.027	0.023	0.014	0.013	0.012	0.013	0.011
	白浜	0.027	0.025	0.022	0.027	0.021	0.011	0.011	0.010	0.011	0.010
	御国野	0.023	0.022	0.018	0.021	0.019	0.010	0.010	0.008	0.009	0.009
	網干	0.023	0.021	0.019	0.021	0.018	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008
	飾西	0.018	0.018	0.016	0.017	0.014	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
	香寺	0.015	0.014	0.014	0.015	0.013	0.007	0.007	0.006	0.007	0.006
	林田	0.014	0.013	0.011	0.012	0.010	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004
太子町	町役場	0.023	0.030	0.023	0.026	0.022	0.012	0.014	0.012	0.013	0.011
たつの市	市役所	0.016	0.016	0.015	0.016	0.013	0.007	0.007	0.006	0.007	0.006
相生市	市役所	0.025	0.024	0.020	0.024	0.021	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010
赤穂市	市役所	0.021	0.019	0.018	0.019	0.017	0.010	0.009	0.008	0.009	0.008
丹波市	柏原	0.010	0.010	0.009	0.010	0.010	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
豊岡市	市役所	0.012	0.011	0.010	0.010	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.001
洲本市	市役所	0.021	0.021	0.020	0.023	0.016	0.008	0.009	0.008	0.008	0.007
全測定局平均値							0.012 [57局]	0.012 [56局]	0.011 [56局]	0.012 [56局]	0.010 [55局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における１日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが 0.06ppm以下であること。」をいう。
2　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
3　（　）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。
4　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

（３）浮遊粒子状物質

【一般環境大気測定局】

市　町	測　定　局	1時間値が0.20mg／m^{3}を超えた時間数					日平均値が0.10mg／m^{3}を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m^3)					年　平　均　値				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3
尼崎市	北　　部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.044	0.036	0.042	0.037	0.019	0.017	0.016	0.018	0.016
	中　　部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.032	0.034	0.033	0.038	0.034	0.013	0.013	0.015	0.017	0.017
	南　　部	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0.045)	0.052	0.040	0.046	0.040	(0.023)	0.021	0.021	0.020	0.018
西宮市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.059	0.038	0.043	0.044	0.020	0.022	0.019	0.019	0.021
	鳴 尾 支 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.048	0.046	0.038	0.048	0.048	0.022	0.020	0.018	0.021	0.022
	瓦木公民館	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0.050	(0.054)	0.035	0.037	0.037	0.020	(0.022)	0.016	0.017	0.016
	甲陵中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.052	0.047	0.041	0.043	0.045	0.021	0.021	0.021	0.020	0.019
	山口小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.044	0.034	0.038	0.042	0.021	0.017	0.016	0.017	0.016
	浜 甲 子 園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.046	0.037	0.043	0.042	0.019	0.018	0.017	0.018	0.015
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.045	0.035	0.041	0.046	0.018	0.017	0.017	0.018	0.018
伊丹市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.047	0.044	0.032	0.038	0.039	0.019	0.015	0.013	0.015	0.017
宝塚市	よりあいひろば	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.043	0.044	0.032	0.039	0.042	0.016	0.013	0.012	0.016	0.015
川西市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.040	0.040	0.032	0.031	0.033	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013
三田市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.040	0.042	0.036	0.038	0.036	0.020	0.017	0.016	0.016	0.016
神戸市	東　　灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.037	0.050	0.040	0.044	0.041	0.015	0.018	0.017	0.018	0.018
	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.052	0.042	0.043	0.047	0.019	0.019	0.017	0.018	0.017
	灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.056	0.037	0.042	0.040	0.018	0.018	0.016	0.016	0.015
	灘　　浜	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0.045	0.052	0.038	0.040	0.039	0.017	0.018	0.017	0.016	0.015
	葺　　合	0	－	－	－	－	0	－	－	－	－	0.046	－	－	－	－	0.018	－	－	－	－
	兵 庫 南 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.052	0.053	0.039	0.043	0.045	0.020	0.019	0.017	0.017	0.018
	長　　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.051	0.039	0.039	0.041	0.018	0.017	0.017	0.016	0.017
	須　　磨	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.052	0.051	0.040	0.044	0.045	0.020	0.018	0.018	0.018	0.016
	白　川　台	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0.045	0.050	0.037	0.037	(0.036)	0.018	0.016	0.016	0.015	(0.019)
	垂　　水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.056	0.041	0.041	0.041	0.017	0.018	0.019	0.017	0.016
	西　　神	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.050	0.041	0.042	0.042	0.019	0.018	0.018	0.018	0.016
	南　五　葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.047	0.035	0.038	0.042	0.017	0.016	0.014	0.016	0.015
	北　　神	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.043	0.032	0.035	0.038	0.016	0.016	0.013	0.014	0.014
	港　　島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.048	0.056	0.041	0.047	0.047	0.018	0.019	0.018	0.019	0.019
	押　部　谷	0	－	－	－	－	0	－	－	－	－	0.051	－	－	－	－	0.021	－	－	－	－
明石市	二　　見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.056	0.054	0.043	0.050	0.056	0.022	0.020	0.018	0.020	0.022
	大　久　保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.064	0.049	0.041	0.049	0.053	0.026	0.021	0.021	0.022	0.020
	王　　子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.081	0.056	0.046	0.051	0.050	0.025	0.019	0.021	0.022	0.022
稲美町	町　役　場	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0.055	0.053	0.044	(0.042)	0.059	0.027	0.025	0.022	(0.023)	0.020
播磨町	町　役　場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.054	0.041	0.040	0.041	0.020	0.019	0.015	0.016	0.015
加古川市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.054	0.052	0.039	0.042	0.043	0.021	0.018	0.017	0.018	0.018
	尾　　上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.053	0.058	0.050	0.049	0.048	0.026	0.025	0.024	0.022	0.022
	別　　府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.053	0.054	0.041	0.044	0.046	0.022	0.019	0.018	0.018	0.018

【一般環境大気測定局】

市　町	測　定　局	1時間値が0.20mg／m^{3}を超えた時間数					日平均値が0.10mg／m^{3}を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m^3)					年　平　均　値				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3
加古川市	東　神　吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.052	0.055	0.043	0.042	0.044	0.023	0.021	0.020	0.018	0.016
	志方公民館	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0.053	0.048	0.038	0.042	0.047	0.020	0.019	0.017	0.018	0.018
	平　　荘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.054	0.050	0.042	0.045	0.046	0.026	0.021	0.019	0.021	0.020
高砂市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.045	0.038	0.042	0.044	0.022	0.019	0.018	0.019	0.021
西脇市	市　役　所	1	(0)	0	1	0	0	(0)	0	0	0	0.044	(0.037)	0.035	0.038	0.053	0.015	(0.018)	0.016	0.016	0.017
姫路市	八　　代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.046	0.044	0.043	0.045	0.021	0.020	0.019	0.018	0.018
	広　　畑	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0.046	0.047	0.041	0.045	(0.048)	0.019	0.018	0.019	0.020	(0.022)
	飾　　磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.046	0.042	0.040	0.044	0.018	0.019	0.018	0.017	0.018
	白　　浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.047	0.045	0.045	0.051	0.020	0.019	0.019	0.019	0.020
	御　国　野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.048	0.049	0.045	0.051	0.054	0.020	0.019	0.019	0.021	0.021
	網　　干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.048	0.032	0.041	0.040	0.024	0.020	0.015	0.016	0.016
	飾　　西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.052	0.039	0.043	0.044	0.017	0.020	0.016	0.017	0.018
	香　　寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.040	0.042	0.034	0.038	0.036	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015
	林　　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.043	0.041	0.038	0.040	0.044	0.017	0.016	0.016	0.017	0.017
太子町	町　役　場	0	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0.041	0.050	0.045	0.044	0.058	0.015	0.019	0.018	0.018	0.019
たつの市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.041	0.035	0.037	0.039	0.017	0.015	0.015	0.015	0.015
相生市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.038	0.035	0.041	0.050	0.014	0.013	0.013	0.015	0.017
赤穂市	市　役　所	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0.046	0.043	0.038	0.049	0.046	0.017	0.015	0.014	0.015	0.018
丹波市	柏　　原	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.052	0.043	0.045	0.044	0.054	0.026	0.018	0.025	0.022	0.027
豊岡市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.042	0.042	0.039	0.051	0.019	0.019	0.018	0.016	0.018
洲本市	市　役　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.036	0.031	0.031	0.044	0.040	0.014	0.012	0.011	0.019	0.018
全測定局平均値																	0.019 [57局]	0.018 [54局]	0.017 [56局]	0.018 [55局]	0.018 [54局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した１日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m^{3}を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2　この表において、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m^{3}を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。

3　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

4　（　）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。

5　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない年平均値を除いて算定した。

（4）微小粒子状物質

【一般環境大気測定局】

市　町	測　定　局	設置主体	日平均値の年間98%値					年　平　均　値				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³
尼崎市	中　部	国	× 38.3	× 35.2	29.0	32.4	29.8	× 16.7	15.0	13.4	13.8	13.3
西宮市	浜甲子園	市	(28.5)	31.7	26.0	28.1	25.4	(13.6)	12.2	11.2	11.7	10.8
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	県	30.0	30.1	21.7	27.6	24.7	11.8	10.6	9.1	10.1	9.3
伊丹市	市　役　所	県	30.9	31.7	23.1	27.1	25.3	12.3	11.7	9.8	11.0	10.2
宝塚市	よりあいひろば	県	30.8	32.0	24.8	27.0	26.0	12.3	12.1	10.6	11.0	10.0
川西市	市　役　所	県	28.5	29.0	22.1	23.6	22.1	11.2	10.3	8.5	8.8	7.2
三田市	市　役　所	県	28.3	30.5	23.7	27.3	24.1	12.3	11.3	9.7	10.3	9.4
神戸市	東　灘	市	31.6	33.3	25.1	30.6	26.4	13.4	12.6	12.3	12.8	11.6
	六甲アイランド	市	34.0	34.2	25.0	31.2	25.8	14.4	13.6	12.0	12.5	10.7
	灘	市	33.2	34.3	24.7	28.7	25.1	14.4	13.1	11.7	12.0	10.6
	灘　浜	市	34.5	34.4	26.9	29.9	25.0	× 15.2	13.4	12.9	12.8	11.2
	葺　合	市	31.5	33.7	—	—	—	13.2	12.7	—	—	—
	兵庫南部	市	× 35.2	× 36.3	27.7	33.8	28.5	14.8	13.8	13.4	13.7	12.5
	長　田	市	32.8	34.7	26.5	28.5	25.4	14.6	13.9	12.2	12.4	11.0
	須　磨	市	× 38.5	34.3	26.8	32.5	28.5	× 16.2	14.6	13.3	14.0	13.7
	白川台	市	33.9	× 35.1	27.3	28.5	(25.1)	14.4	12.9	11.6	12.1	(13.6)
	垂　水	市	34.2	34.7	25.6	30.1	25.9	14.6	13.4	12.0	11.9	10.9
	西　神	市	32.3	× 38.0	29.8	× 35.1	31.5	13.9	× 15.6	14.6	14.5	13.6
	南五葉	市	—	—	24.4	29.1	26.0	—	—	10.7	11.3	10.3
	北　神	市	30.1	31.5	24.4	26.6	24.1	12.3	12.1	11.0	10.8	9.7
	港　島	市	× 35.4	× 35.2	25.3	31.8	27.7	14.8	13.8	12.4	13.5	12.9
明石市	二　見	市	× 38.3	× 40.1	30.3	34.7	32.4	× 16.0	× 15.4	13.1	14.2	13.0
	王　子	市	× 38.1	× 38.5	27.0	31.4	29.9	× 16.6	14.8	12.7	13.0	12.1
稲美町	町　役　場	県	(45.5)	34.2	29.5	(34.5)	31.5	(17.0)	13.5	11.9	(14.3)	12.7
播磨町	町　役　場	県	34.4	34.9	27.8	31.2	29.7	14.9	13.3	11.9	13.0	11.8

【一般環境大気測定局】

市　町	測　定　局	設置主体	日平均値の年間98%値					年　平　均　値				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³
加古川市	市　役　所	市	× 40.9	× 40.3	34.2	× 38.5	× 36.8	× 18.8	× 17.3	× 16.4	× 15.8	14.8
	別　　府	市	× 40.0	× 42.1	34.4	× 39.3	× 38.6	× 18.8	× 17.6	× 16.7	× 17.2	× 16.8
	志方公民館	市	(35.0)	33.7	29.9	32.9	31.6	(17.0)	14.5	12.6	13.6	12.6
高砂市	市　役　所	県	× 37.5	× 37.0	32.8	33.2	31.2	× 17.6	14.6	13.3	14.4	13.3
西脇市	市　役　所	県	30.6	29.5	23.5	30.1	28.7	12.0	11.1	9.7	10.9	9.8
姫路市	広　　畑	市	× 37.7	× 37.5	29.5	33.4	(33.0)	× 17.0	15.0	13.9	14.2	(14.8)
	白　　浜	市	× 36.8	× 40.5	30.4	35.0	32.7	× 16.6	× 15.8	× 15.1	× 15.5	12.8
	御　国　野	市	34.3	× 35.3	27.7	33.1	30.9	14.7	13.8	12.4	13.1	12.2
	網　　干	市	32.0	34.1	26.5	30.0	30.9	14.0	12.5	11.2	12.0	11.4
	飾　　西	市	34.9	33.0	28.5	32.1	28.6	× 15.1	12.7	12.1	13.1	10.9
太子町	町　役　場	県	35.0	33.5	26.8	30.9	28.2	14.6	13.7	11.5	12.8	10.5
たつの市	市　役　所	県	32.6	30.0	24.5	27.3	27.0	13.5	11.8	10.2	10.2	9.8
相生市	市　役　所	県	32.7	31.5	24.2	29.9	28.4	13.1	11.5	10.2	11.5	9.9
赤穂市	市　役　所	県	30.5	33.3	24.7	29.9	28.0	12.9	11.8	10.4	11.2	10.1
丹波市	柏　　原	県	33.5	27.6	24.2	25.5	27.2	11.5	10.0	9.6	9.6	9.5
豊岡市	市　役　所	県	34.3	27.3	28.5	26.0	29.5	14.7	12.1	10.6	11.4	12.9
洲本市	市　役　所	県	32.0	32.7	21.8	22.6	21.8	12.8	11.7	9.9	8.7	8.3
全測定局平均値								14.4 [38局]	13.2 [41局]	11.9 [41局]	12.4 [40局]	11.4 [39局]

（参考）　1　環境基準の達成とは、「１年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、１年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35μg/m³以下であること。」をいう。
2　この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。
3　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
4　（　）は、有効測定日数（250日/年）に達していない局の値を示す。
5　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定日数（250日/年）に達していない局の年平均値を除いて算定した。

表２　自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況（二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

（１）二酸化窒素

市　町	測　定　局	設置主体	道　　路	日平均値の年間98%値					年　平　均　値				
				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平　成26年度	平　成27年度	平　成28年度	平　成29年度	平　成30年度
				ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	武　庫　川	市	国 道 ４３ 号	0.053	0.056	0.050	0.058	0.051	0.028	0.027	0.026	0.030	0.026
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	0.036	0.038	0.034	0.038	0.035	0.020	0.021	0.019	0.021	0.018
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0.039	0.041	0.036	0.038	0.034	0.023	0.022	0.019	0.020	0.018
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	0.038	0.039	0.037	0.037	0.035	0.021	0.019	0.019	0.019	0.018
	浜　　田	市	国　道　２　号	0.034	0.035	0.031	0.035	0.034	0.016	0.016	0.015	0.017	0.016
	園和小学校	市	市道尼崎豊中線	0.033	0.032	0.030	0.033	0.032	0.016	0.017	0.016	0.017	0.015
西宮市	六　湛　寺	市	国　道　２　号	0.042	0.045	0.035	0.035	0.031	0.021	0.021	0.018	0.017	0.015
	津　門　川	市	国 道 ４３ 号	0.043	0.047	0.035	0.042	0.035	0.021	0.021	0.017	0.020	0.016
	河　　原	市	国道171号	0.036	0.037	0.032	0.035	0.031	0.017	0.017	0.014	0.015	0.014
	甲　子　園	市	国 道 ４３ 号	0.041	0.042	0.039	0.040	0.038	0.023	0.023	0.022	0.021	0.020
	塩　　瀬	市	国道176号	0.046	0.044	0.042	0.043	0.037	0.028	0.026	0.025	0.025	0.020
芦屋市	打　　出	県	国 道 ４３ 号	0.049	0.050	0.042	0.046	0.039	0.025	0.024	0.022	0.024	0.020
伊丹市	緑　ケ　丘	県	国道171号	0.047	0.045	0.033	0.040	0.036	0.028	0.025	0.018	0.025	0.021
宝塚市	栄　　町	県	国道176号	0.044	0.049	0.043	0.046	0.038	0.020	0.027	0.025	0.026	0.023
川西市	加　　茂	県	県道尼崎池田線	0.033	0.032	0.030	0.031	0.028	0.016	0.016	0.015	0.015	0.014
神戸市	魚崎(東部)	市	国 道 ４３ 号	0.045	0.043	0.041	0.039	0.039	0.022	0.022	0.020	0.021	0.019
	西　　部	市	阪神高速道路	0.039	0.036	0.033	－	－	0.019	0.019	0.017	－	－
	垂　　水	市	国　道　２　号	0.043	0.044	0.038	0.041	0.037	0.024	0.024	0.022	0.021	0.019
	北　　神	市	中国自動車道	0.028	0.027	0.025	0.028	0.025	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013
	中　　部	市	国　道　２　号	0.040	0.037	0.037	0.036	0.035	0.022	0.021	0.019	0.020	0.018
	西	市	国道175号	0.041	0.039	0.033	0.032	0.030	0.022	0.021	0.018	0.017	0.015
明石市	林　　崎	市	県道明石高砂線	0.037	0.035	0.032	0.036	(0.033)	0.017	0.017	0.016	0.016	(0.018)
	小　久　保	市	国　道　２　号	0.031	0.036	0.035	0.036	0.033	0.013	0.020	0.020	0.020	0.018
加古川市	平　　岡	市	国道2号(加古川ﾊﾞｲﾊﾟｽ)	0.039	0.039	0.032	0.034	0.029	0.020	0.019	0.017	0.018	0.015
	鳩　　里	市	国道250号(明姫幹線)	(0.029)	0.029	0.024	0.027	0.022	(0.026)	0.014	0.013	0.013	0.012
高砂市	中　　島	県	国道250号(明姫幹線)	0.031	0.030	0.032	0.029	0.024	0.016	0.015	0.015	0.015	0.013
小野市	上　本　町	県	県道加古川小野線	0.024	0.021	0.019	0.022	0.021	0.013	0.011	0.010	0.011	0.011
姫路市	船　　場	市	国　道　２　号	0.025	0.023	0.021	0.023	0.021	0.013	0.012	0.011	0.012	0.010
	飾　　磨	市	県道姫路港線	0.029	0.027	0.026	0.027	0.024	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012
相生市	池　之　内	県	国　道　２　号	0.034	0.034	0.032	0.031	0.031	0.021	0.020	0.018	0.018	0.017
豊岡市	小　尾　崎	県	国道312号	0.014	0.012	0.013	0.012	0.009	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
全測定局平均値									0.019 [30局]	0.019 [31局]	0.017 [31局]	0.018 [30局]	0.016 [29局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における１日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが 0.06ppm以下であること。」をいう。
2　この表において、「日平均値の年間98%値」の欄で「×」の印のついた地点は、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。
3　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
4　（　）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。
5　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

（２）　浮遊粒子状物質

【自動車排出ガス測定局】

市町	測定局	設置主体	道路	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数					日平均値が0.10mg/m³を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m³)					年平均値				
				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
				時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³
尼崎市	武庫川	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.052	0.037	0.040	0.039	0.023	0.022	0.018	0.017	0.017
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0.048)	0.049	0.037	0.042	0.042	(0.036)	0.022	0.019	0.019	0.018
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.046	0.040	0.043	0.042	0.021	0.020	0.021	0.019	0.019
西宮市	六湛寺	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.039	0.029	0.028	0.028	0.016	0.014	0.014	0.012	0.011
	津門川	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.052	0.054	0.036	0.051	0.037	0.020	0.020	0.017	0.020	0.017
	河原	市	国道１７１号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.042	0.039	0.038	0.037	0.019	0.017	0.018	0.017	0.016
	甲子園	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.054	0.050	0.043	0.046	0.045	0.021	0.019	0.019	0.019	0.017
	塩瀬	市	国道１７６号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.043	0.040	0.034	0.038	0.035	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015
芦屋市	打出	県	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.048	0.052	0.034	0.042	0.038	0.020	0.018	0.016	0.017	0.015
伊丹市	緑ケ丘	県	国道１７１号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.048	0.048	0.041	0.045	0.042	0.023	0.021	0.020	0.020	0.019
宝塚市	栄町	県	国道１７６号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.043	0.043	0.033	0.038	0.041	0.020	0.017	0.017	0.017	0.017
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.046	0.035	0.038	0.037	0.020	0.018	0.017	0.017	0.016
神戸市	魚崎（東部）	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.044	0.045	0.042	0.040	0.031	0.019	0.017	0.018	0.016	0.013
	西部	市	阪神高速道路	0	0	0	−	−	0	0	0	−	−	0.047	0.055	0.044	−	−	0.019	0.021	0.021	−	−
	垂水	市	国道２号	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.054	0.065	0.045	0.047	0.049	0.022	0.022	0.020	0.019	0.019
	北神	市	中国自動車道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.045	0.038	0.037	0.035	0.018	0.017	0.016	0.016	0.014
	中部	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.061	0.042	0.045	0.046	0.020	0.019	0.017	0.017	0.016
	西	市	国道１７５号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.050	0.042	0.040	0.045	0.020	0.020	0.019	0.018	0.016
明石市	林崎	市	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.075	0.058	0.037	0.034	0.038	0.024	0.017	0.015	0.014	0.014
	小久保	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.053	0.040	0.040	0.046	0.022	0.020	0.017	0.017	0.017
加古川市	平岡	市	国道２号（加古川バイパス）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.053	0.053	0.046	0.046	0.051	0.021	0.021	0.019	0.019	0.020
	鳩里	市	国道２５０号（明姫幹線）	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0.043)	0.048	0.038	0.040	0.039	(0.032)	0.018	0.017	0.017	0.016
高砂市	中島	県	国道２５０号（明姫幹線）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.053	0.044	0.052	0.049	0.021	0.022	0.020	0.023	0.018
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.051	0.052	0.045	0.052	0.044	0.025	0.022	0.022	0.025	0.019
姫路市	船場	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.049	0.039	0.041	0.044	0.021	0.020	0.017	0.017	0.017
	飾磨	市	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.051	0.046	0.047	0.043	0.019	0.022	0.020	0.020	0.017
相生市	池之内	県	国道２号	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.048	0.041	0.047	0.045	0.022	0.021	0.019	0.021	0.019
豊岡市	小尾崎	県	国道３１２号	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.040	0.042	0.028	0.040	0.036	0.013	0.011	0.010	0.014	0.014
全測定局平均値																			0.020 [26局]	0.019 [28局]	0.018 [28局]	0.018 [27局]	0.017 [27局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2　この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「×」は2%除外値が0.10mg/m³を超過したことを、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。

3　「—」印は、測定局未設置等のため,データがないことを示す。

4　（　）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。

5　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

（3）一酸化炭素

【自動車排出ガス測定局】

市町	測定局	設置主体	道路	8時間平均値が20ppmを超えた回数					日平均値が10ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年平均値				
				平成26年度	平成27年度	平成29年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
				回数	回数	回数	回数	回数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	武庫川	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
	国設尼崎自排	国	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.8	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4
西宮市	六湛寺	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	津門川	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	河原	市	国道１７１号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.7	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3
	甲子園	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	塩瀬	市	国道１７６号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.7	0.8	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
芦屋市	打出	県	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道１７１号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
宝塚市	栄町	県	国道１７６号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.6	0.6	1.0	0.4	0.3	0.3	0.4	0.6
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
神戸市	魚崎（東部）	市	国道４３号	0	－	－	－	－	0	－	－	－	－	0.6	－	－	－	－	0.3	－	－	－	－
	垂水	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	北神	市	中国自動車道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	中部	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
明石市	林崎	市	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2
	小久保	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4
加古川市	平岡	市	国道２号（加古川ﾊﾞｲﾊﾟｽ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
高砂市	中島	県	国道250号（明姫幹線）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
姫路市	船場	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	飾磨	市	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
相生市	池之内	県	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
豊岡市	小尾崎	県	国道３１２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.4	0.5	0.7	0.7	0.3	0.2	0.3	0.4	0.5
全測定局平均値																			0.4 [25局]	0.4 [24局]	0.4 [24局]	0.4 [24局]	0.4 [24局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した１日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

3　（　）は、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない局の値を示す。

4　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数（6,000時間/年）に達していない年平均値を除いて算定した。

（４）微小粒子状物質

【自動車排出ガス測定局】

市町	測定局	設置主体	道路	日平均値の年間98%値					年平均値				
				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
				μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³
尼崎市	国設尼崎自排	国	国道４３号	× 38.1	× 36.8	29.8	30.8	30.1	× 18.0	× 16.5	14.5	14.4	14.0
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	(38.9)	× 35.3	29.4	32.3	26.5	(30.2)	× 16.0	13.0	14.1	12.2
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	× 36.8	35.0	32.9	32.3	28.3	× 15.3	14.2	14.7	13.0	12.2
西宮市	津門川	市	国道４３号	× 36.8	× 35.1	28.4	× 35.3	31.2	× 15.5	14.3	13.6	× 15.2	13.5
	河原	市	国道１７１号	—	(30.0)	25.8	29.4	27.5	—	(12.4)	11.4	12.3	11.2
	甲子園	市	国道４３号	× 39.0	× 37.1	26.8	31.0	26.3	× 17.3	14.7	12.4	12.9	10.3
	塩瀬	市	国道１７６号	31.8	30.7	26.4	26.8	23.2	12.8	11.3	10.5	10.2	8.4
芦屋市	打出	県	国道４３号	× 36.0	34.8	24.7	29.7	28.7	15.0	13.0	11.4	12.6	12.6
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道１７１号	32.8	× 35.3	28.6	33.0	31.3	14.6	13.6	13.2	14.9	14.7
宝塚市	栄町	県	国道１７６号	× 37.6	32.5	25.5	27.1	26.1	× 15.5	12.1	11.3	11.7	11.5
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	33.8	32.6	27.5	31.7	25.1	14.8	13.5	13.0	14.6	10.8
神戸市	魚崎（東部）	市	国道４３号	33.5	× 36.0	28.3	32.9	29.3	× 15.1	× 15.1	14.5	14.9	12.8
	西部	市	阪神高速道路	33.5	× 35.5	24.8	—	—	14.5	14.0	12.6	—	—
	垂水	市	国道２号	× 41.1	× 36.1	30.3	33.3	31.1	× 18.6	× 16.1	× 16.2	× 16.2	14.6
	北神	市	中国自動車道	—	—	—	—	(24.8)	—	—	—	—	(12.6)
	西	市	国道１７５号	× 38.8	× 35.0	28.3	33.9	30.1	× 17.3	× 15.6	14.0	14.5	14.1
明石市	林崎	市	県道明石高砂線	× 37.3	× 38.5	28.3	× 36.1	34.0	× 16.6	14.2	12.6	14.6	14.1
加古川市	平岡	市	国道２号（加古川バイパス）	× 37.6	× 38.2	30.3	34.6	32.8	× 16.5	15.0	13.4	14.0	13.2
高砂市	中島	県	国道250号（明姫幹線）	(30.5)	32.8	28.4	32.6	31.0	(14.2)	13.3	12.9	13.7	13.0
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	(28.4)	32.4	27.8	30.0	28.4	(13.0)	12.3	11.3	12.3	11.5
姫路市	船場	市	国道２号	34.6	× 36.7	28.5	33.5	33.7	14.9	13.7	13.0	14.0	13.0
	飾磨	市	県道姫路港線	× 36.8	× 36.2	27.7	32.9	32.5	× 16.7	13.6	12.9	13.8	12.3
相生市	池之内	県	国道２号	(25.9)	31.2	24.1	28.7	26.1	(12.4)	12.0	10.9	12.1	11.0
豊岡市	小尾崎	県	国道３１２号	(24.6)	24.5	24.8	25.2	26.6	(10.6)	10.4	9.4	10.5	10.3
全測定局平均値									15.8 [17局]	13.8 [22局]	12.7 [23局]	13.5 [22局]	12.3 [22局]

（参考）
1　環境基準の達成とは、「１年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、１年間における１日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35μg/m³以下であること。」をいう。
2　この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。
3　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
4　（　）は、有効測定日数（250日/年）に達していない局の値を示す。
5　全測定局平均値は、[　]内の局数の年平均値の平均で、有効測定日数（250日/年）に達していない局の年平均値を除いて算定した。
6　尼崎市武庫川測定局の自動測定機は等価性評価試験に適合していないため、表に掲載せず、環境基準の判定からも除外している。

表３　光化学オキシダントの環境基準達成状況

市　町	測　定　局	昼間の１時間値が0.06ppmを超えた時間数					昼間の１時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高１時間値の平均値(ppm)				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北　部	157	317	249	223	(177)	0.034	0.036	0.035	0.036	(0.033)	0.048	0.052	0.051	0.050	(0.047)
	中　部	316	380	363	398	252	0.031	0.032	0.033	0.034	0.031	0.046	0.047	0.048	0.049	0.045
	南　部	23	257	400	316	(277)	0.033	0.034	0.038	0.038	(0.034)	0.047	0.050	0.057	0.054	(0.050)
西宮市	市　役　所	263	392	288	271	239	0.031	0.032	0.032	0.032	0.031	0.044	0.047	0.046	0.046	0.045
	鳴尾支所	431	480	479	487	364	0.033	0.033	0.033	0.033	0.032	0.049	0.050	0.050	0.050	0.047
	瓦木公民館	316	(357)	365	307	234	0.032	(0.036)	0.033	0.032	0.031	0.046	(0.052)	0.048	0.047	0.044
	甲陵中学校	406	348	353	395	248	0.034	0.034	0.031	0.034	0.029	0.047	0.047	0.043	0.048	0.041
	山口小学校	456	531	465	464	376	0.035	0.035	0.035	0.035	0.034	0.049	0.050	0.049	0.049	0.048
	浜甲子園	354	378	409	338	295	0.033	0.033	0.034	0.033	0.033	0.048	0.048	0.049	0.048	0.047
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	398	439	384	441	322	0.036	0.038	0.037	0.038	0.036	0.048	0.050	0.050	0.050	0.048
伊丹市	市　役　所	439	508	478	465	359	0.032	0.034	0.035	0.034	0.031	0.047	0.050	0.051	0.049	0.044
宝塚市	よりあいひろば	454	488	405	447	351	0.034	0.035	0.034	0.035	0.035	0.049	0.050	0.050	0.050	0.049
川西市	市　役　所	138	161	197	263	279	0.026	0.029	0.028	0.030	0.030	0.038	0.043	0.041	0.043	0.044
三田市	市　役　所	506	555	481	564	325	0.035	0.036	0.031	0.037	0.032	0.049	0.051	0.044	0.052	0.047
神戸市	東　灘	222	346	298	272	181	0.032	0.034	0.033	0.034	0.032	0.045	0.047	0.047	0.047	0.044
	灘	306	378	375	375	321	0.033	0.033	0.035	0.035	0.034	0.046	0.047	0.049	0.048	0.048
	葺　合	417	－	－	－	－	0.036	－	－	－	－	0.049	－	－	－	－
	兵庫南部	281	366	348	286	223	0.031	0.033	0.033	0.032	0.030	0.045	0.048	0.048	0.047	0.045
	長　田	325	386	464	498	381	0.032	0.032	0.034	0.035	0.034	0.046	0.046	0.049	0.050	0.048
	須　磨	258	333	315	339	235	0.030	0.031	0.031	0.032	0.030	0.045	0.047	0.047	0.048	0.045
	白川台	417	477	487	516	(151)	0.034	0.036	0.036	0.037	(0.048)	0.047	0.051	0.050	0.051	(0.061)
	垂　水	311	340	370	390	262	0.031	0.031	0.032	0.033	0.031	0.046	0.047	0.048	0.049	0.046
	西　神	518	569	531	558	454	0.035	0.037	0.037	0.037	0.035	0.049	0.052	0.052	0.051	0.050
	南五葉	481	535	527	665	495	0.037	0.038	0.039	0.041	0.039	0.049	0.051	0.052	0.054	0.051
	北　神	537	525	415	397	319	0.035	0.035	0.035	0.034	0.033	0.049	0.051	0.049	0.048	0.047
	港　島	－	299	352	346	257	－	0.031	0.031	0.033	0.031	－	0.047	0.047	0.049	0.045
	押部谷	549	614	543	508	414	0.037	0.038	0.038	0.037	0.036	0.051	0.052	0.051	0.051	0.049
明石市	二　見	456	493	539	486	482	0.033	0.034	0.035	0.035	0.035	0.049	0.051	0.051	0.052	0.052
	大久保	331	445	406	447	349	0.031	0.031	0.032	0.033	0.032	0.047	0.048	0.048	0.049	0.048
	王　子	224	344	342	408	284	0.029	0.032	0.032	0.033	0.031	0.046	0.048	0.048	0.050	0.047
稲美町	町　役　場	445	509	492	(424)	429	0.030	0.034	0.035	(0.044)	0.035	0.045	0.050	0.050	(0.062)	0.050
播磨町	町　役　場	431	489	486	521	362	0.032	0.033	0.034	0.035	0.033	0.047	0.050	0.050	0.051	0.049
加古川市	市　役　所	496	479	436	496	429	0.034	0.034	0.033	0.035	0.034	0.050	0.050	0.049	0.051	0.049
	尾　上	448	409	387	334	437	0.032	0.033	0.033	0.035	0.034	0.048	0.048	0.048	0.049	0.050
	東神吉	441	446	367	467	386	0.034	0.035	0.034	0.035	0.034	0.050	0.050	0.050	0.051	0.049
高砂市	市　役　所	253	283	325	440	371	0.030	0.032	0.033	0.034	0.032	0.044	0.046	0.048	0.049	0.047
西脇市	市　役　所	505	474	413	507	342	0.033	0.031	0.035	0.035	0.032	0.047	0.044	0.050	0.051	0.046

市　町	測　定　局	昼間の１時間値が0.06ppmを超えた時間数					昼間の１時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高１時間値の平均値(ppm)				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
姫路市	八　　代	193	227	263	539	422	0.028	0.030	0.031	0.035	0.034	0.042	0.043	0.045	0.051	0.049
	広　　畑	276	320	360	354	(168)	0.030	0.031	0.031	0.032	(0.035)	0.045	0.047	0.047	0.047	(0.050)
	飾　　磨	225	257	209	258	189	0.029	0.029	0.029	0.030	0.029	0.043	0.044	0.044	0.044	0.043
	白　　浜	420	408	378	343	314	0.032	0.033	0.033	0.033	0.032	0.047	0.049	0.048	0.048	0.047
	御　国　野	231	394	376	420	217	0.028	0.033	0.036	0.034	0.032	0.041	0.047	0.051	0.049	0.046
	網　　干	423	340	349	377	374	0.034	0.032	0.032	0.033	0.032	0.049	0.047	0.047	0.048	0.048
	飾　　西	332	403	416	435	317	0.028	0.032	0.032	0.033	0.031	0.042	0.049	0.049	0.049	0.047
	香　　寺	454	440	296	442	354	0.033	0.033	0.033	0.034	0.032	0.049	0.049	0.048	0.050	0.047
	林　　田	393	324	285	329	254	0.032	0.030	0.030	0.031	0.029	0.047	0.046	0.046	0.047	0.044
太子町	町　役　場	353	563	550	601	461	0.031	0.033	0.035	0.034	0.034	0.048	0.050	0.051	0.050	0.049
たつの市	市　役　所	436	441	457	488	432	0.032	0.034	0.034	0.035	0.034	0.047	0.050	0.050	0.051	0.050
相生市	市　役　所	370	471	420	577	385	0.030	0.031	0.031	0.033	0.032	0.048	0.050	0.049	0.052	0.049
赤穂市	市　役　所	549	562	549	677	528	0.034	0.034	0.035	0.037	0.036	0.051	0.051	0.051	0.054	0.052
丹波市	柏　　原	335	447	379	516	296	0.027	0.034	0.033	0.036	0.032	0.038	0.049	0.048	0.051	0.046
豊岡市	市　役　所	399	322	229	281	204	0.033	0.033	0.032	0.033	0.030	0.046	0.046	0.044	0.045	0.043
洲本市	市　役　所	486	569	457	590	472	0.035	0.037	0.036	0.038	0.036	0.048	0.051	0.050	0.053	0.050
全測定局平均値							0.032 [52局]	0.033 [52局]	0.033 [52局]	0.034 [51局]	0.033 [48局]	0.047 [52局]	0.049 [52局]	0.048 [52局]	0.049 [51局]	0.047 [48局]

（参考）　1　環境基準の達成とは、「1年間の昼間に測定されたすべての1時間値が0.06ppm以下であること。」をいう。

2　「昼間」とは、季節によらず、5時から20時までの15時間の時間帯をいい、6時から20時までの15個の1時間値を評価対象とする。

3　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

4　全測定局平均値は、[　]内の局数における昼間の１時間値の平均値の平均及び昼間の日最高１時間値の平均値の平均で、「－」印及び（　）を付した局を除いて算定した。

表４　光化学スモッグ注意報等の年度別推移

	予　　報		注　　意　　報		被害者届出数
	日　数	地域数	日　数	地域数	（人）
平成11年度	5	14	7	13	209
平成12年度	8	15	17	61	0
平成13年度	0	0	5	19	0
平成14年度	14	44	8	23	38
平成15年度	3	9	7	17	0
平成16年度	5	9	6	10	0
平成17年度	8	26	9	27	0
平成18年度	5	23	8	20	0
平成19年度	3	4	4	7	0
平成20年度	1	1	6	13	0
平成21年度	3	4	5	22	0
平成22年度	0	0	2	5	0
平成23年度	1	5	0	0	0
平成24年度	2	4	1	2	0
平成25年度	2	2	2	3	0
平成26年度	0	0	2	2	0
平成27年度	2	8	2	5	0
平成28年度	1	1	1	2	0
平成29年度	2	4	1	1	0
平成30年度	0	0	2	3	0

（備考）光化学スモッグ注意報等の発令基準

予　報…測定局におけるオキシダント濃度が気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあるとき。

注意報…測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

表５ 有害大気汚染物質の調査結果

測定場所		アクリロニトリル μg/m³			アセトアルデヒド μg/m³			塩化ビニルモノマー μg/m³			塩化メチル μg/m³			クロロホルム μg/m³		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
全国標準監視地点	洲本市役所	0.11	0.028	0.069	12	1.7	6.6	0.044	<0.0005	0.013	2.1	1.3	1.8	1.3	0.11	0.34
	豊岡市役所	0.086	0.023	0.045	7.8	1.2	3.6	0.038	<0.0005	0.0057	1.8	1.4	1.5	0.19	0.074	0.13
	三田市役所	0.31	0.049	0.14	13	3.1	7.6	0.035	<0.0005	0.0058	2.1	1.2	1.8	0.44	0.14	0.28
地域特設監視地点	赤穂市役所	0.15	0.045	0.093				0.051	<0.0005	0.015	3.1	1.5	1.9	0.42	0.13	0.26
	高砂市沖浜ポンプ場	1.0	0.045	0.24				1.7	<0.0005	0.26	4.3	1.2	1.9	3.7	0.24	0.87
	芦屋宮川小自排局	0.12	0.021	0.062	8.3	2.6	6.2	0.028	<0.0005	0.0091	2.0	1.4	1.8	0.80	0.092	0.34
H29全国測定結果(平均値)		1.2	0.0029	0.069	7.5	0.33	2.2	2.0	0.0019	0.048	4.9	0.36	1.4	3.2	0.0056	0.25
環境基準値		―			―			―			―			―		

測定場所		1，2－ジクロロエタン μg/m³			ジクロロメタン μg/m³			テトラクロロエチレン μg/m³			トリクロロエチレン μg/m³			トルエン μg/m³		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
全国標準監視地点	洲本市役所	0.33	0.051	0.13	1.4	0.29	0.62	0.21	0.044※	0.082	0.092	<0.004	0.046	91	2.1	23
	豊岡市役所	0.14	0.052	0.090	0.65	0.30	0.45	0.067	<0.0017	0.042	0.059	<0.004	0.032	17	1.8	6.0
	三田市役所	0.34	0.069	0.17	5.3	0.29	1.3	0.47	0.065	0.15	0.25	<0.009	0.069	11	1.0	5.6
地域特設監視地点	赤穂市役所	0.44	0.10	0.21	1.1	0.35	0.67	0.091	0.051※	0.068	0.13	<0.009	0.045	39	3.8	11
	高砂市沖浜ポンプ場	1.6	0.064	0.37	2.7	0.43	1.2	0.24	0.053※	0.12	0.12	<0.009	0.064	37	4.7	15
	芦屋宮川小自排局	0.48	0.070	0.22	1.9	0.23	0.90	0.34	0.066	0.17	0.16	<0.004	0.050	10	2.7	6.2
H29全国測定結果(平均値)		7.5	0.068	0.18	24	0.28	1.5	1.0	0.010	0.11	8.0	0.0030	0.42	63	0.34	6.5
環境基準値		―			150			200			130			―		

測定場所		1，3－ブタジエン μg/m³			ベンゼン μg/m³			ベンゾ[a]ピレン ng/m³			ホルムアルデヒド μg/m³		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
全国標準監視地点	洲本市役所	0.12	0.023	0.054	1.0	0.31	0.75	0.40	0.023	0.13	18	1.7	9.2
	豊岡市役所	0.064	0.010	0.042	1.2	0.29	0.62	0.26	0.0051	0.078	7.7	1.3	3.6
	三田市役所	0.14	0.024	0.068	1.6	0.22	0.88	0.36	0.028	0.15	9.4	0.90	4.3
地域特設監視地点	赤穂市役所	0.077	0.016	0.043	1.8	0.54	0.89						
	高砂市沖浜ポンプ場	0.16	0.022	0.068	2.6	0.79	1.6						
	芦屋宮川小自排局	0.18	0.034	0.089	1.5	0.35	0.95	0.33	0.027	0.15	9.4	2.5	5.2
H29全国測定結果(平均値)		1.2	0.0060	0.093	3.0	0.33	0.90	1.4	0.00031	0.14	7.8	0.26	2.5
環境基準値		―			3			―			―		

測定場所		酸化エチレン μg/m³			水銀及びその化合物 ng/m³			ベリリウム及びその化合物 ng/m³			ニッケル化合物 ng/m³		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
全国標準監視地点	洲本市役所	0.092	0.014	0.040	2.0	0.08※	1.2	0.022	0.0014※	0.0073	6.2	<0.27	2.0
	豊岡市役所	0.051	0.020	0.034	2.2	0.95	1.5	0.18	0.0014※	0.020	3.6	<0.21	0.80
	三田市役所	0.061	0.014	0.041	1.9	0.14※	1.3	0.031	0.0019※	0.0088	2.4	<0.27	1.0
地域特設監視地点	赤穂市役所				2.5	1.0	1.7						
	高砂市沖浜ポンプ場				3.2	1.1	2.0						
	芦屋宮川小自排局												
H29全国測定結果(平均値)		1.0	0.025	0.081	13	0.0021	1.8	0.10	0.000016	0.018	26	0.0035	3.4
環境基準値		―			―			―			―		

測定場所		ヒ素及びその化合物 ng/m³			マンガン及びその化合物 ng/m³			クロム及びその化合物 ng/m³		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
全国標準監視地点	洲本市役所	2.3	0.19	0.86	22	3.9	10	3.3	0.62※	1.8
	豊岡市役所	12	0.20	2.0	88	2.1	13	6.4	0.21※	1.1
	三田市役所	2.4	0.42	1.1	23	6.6	13	3.3	0.26※	1.6
地域特設監視地点	芦屋宮川小自排局									
H29全国測定結果(平均値)		60	0.0019	1.4	210	0.016	22	50	0.0048	4.6
環境基準値		―			―			―		

（参考）　1 全国測定結果については、平成29年度の全国測定結果（年平均値）の最大値・最小値・平均値である。
　　2 兵庫県実施分のみ記載。
（ 注 ）　※は検出下限値以上、定量下限値未満の測定値である。

表6　アスベスト一般環境等モニタリング結果

（1）一般環境

測定地点	市町名	測定結果（単位：本／L）																							
		5年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※2	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
西宮市役所	西宮市				0.05	0.05	0.05	不検出	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	※1 －	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
芦屋市立潮見小学校	芦屋市			0.04	0.06	0.06	0.09	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.1	不検出	不検出 ～0.06	不検出	0.054 ～0.28	0.070 ～0.15	0.12 ～0.22	0.071 ～0.18	0.080 ～0.22	－	－	－	－
伊丹市役所	伊丹市				0.07	0.04	0.05	0.04	0.05	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.04	不検出	不検出 ～0.06	不検出	0.055 ～0.070	0.056 ～0.10	0.11	0.071 ～0.081	0.070 ～0.11	－	－	－	－
宝塚市よりあいひろば	宝塚市				0.07	0.05	0.04	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.11	不検出 ～0.06	0.065 ～0.080	不検出 ～0.082	0.071 ～0.16	0.056	0.071	0.056	0.12 ～0.29	0.071 ～0.11	0.10 ～0.12
社総合庁舎	加東市											不検出	不検出 ～0.03	不検出	不検出 ～0.06	不検出 ～0.06	0.056 ～0.18	0.054 ～0.056	不検出 ～0.12	0.069 ～0.096	不検出 ～0.056	不検出 ～0.071	0.091 ～0.45	不検出 ～0.071	0.056 ～0.18
播磨町役場	播磨町	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.04	0.07	0.05	不検出	0.05	不検出	不検出	不検出 ～0.11	不検出 ～0.16	不検出	0.056 ～0.10	0.088 ～0.25	0.14 ～0.34	0.082 ～0.10	0.10 ～0.14	不検出 ～0.090	0.15 ～0.42	0.081 ～0.44	0.10 ～0.13
龍野庁舎	たつの市											不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.06	0.069 ～0.092	0.096 ～0.12	0.069 ～0.089	0.055 ～0.14	0.069 ～0.13	※3 0.056	※3 0.29 ～0.33	※3 0.12 ～0.14	※3 0.071 ～0.11
豊岡総合庁舎	豊岡市											不検出	不検出 ～0.03	不検出 ～0.16	不検出	不検出 ～0.06	0.095 ～0.10	0.053 ～0.32	0.069 ～0.078	0.094 ～0.13	0.078 ～0.080	不検出 ～0.052	0.23 ～0.25	0.056 ～0.28	0.081 ～0.090
柏原総合庁舎	丹波市											不検出	不検出	不検出 ～0.06	不検出	不検出	0.056 ～0.088	0.056 ～0.17	0.068 ～0.096	0.056 ～0.080	不検出 ～0.068	不検出 ～0.055	0.14 ～0.15	0.090 ～0.23	0.056
洲本総合庁舎	洲本市											不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.11	0.082 ～0.12	0.043 ～0.060	0.093 ～0.13	0.046 ～0.063	0.093 ～0.13	0.066 ～0.10	0.11 ～0.15	※4 0.050 ～0.23	※4 0.057 ～0.068
尼崎市公害監視センター	尼崎市	0.07	0.11	0.05	0.08	0.04	0.06	0.04	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	※1 －	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※1　尼崎市はH18、西宮市はH19まで　（以降、各市でモニタリングを実施）
※2　アスベストモニタリングマニュアル（環境省）が改訂されたため、H22以降は総繊維数を測定・記載
　　（H21まではアスベスト繊維数を測定・記載(総繊維数＞アスベスト繊維数)）
※3　H27、H28、H29、H30は、たつの市役所において測定
※4　H29、H30は、洲本市役所において測定
※5　兵庫県実施分のみ記載。

（2）道路沿道

測定地点	市町名	測定結果（単位：本／L）													
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※2	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
芦屋市立宮川小学校	芦屋市	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.11	不検出 ～0.11	不検出 ～0.18	不検出 ～0.12	0.14 ～0.16	0.15 ～0.17	0.16 ～0.17	不検出 ～0.080	0.18 ～0.21	0.090 ～0.12	0.070 ～0.17

【参考】平成29年度 環境省及び地方公共団体による調査結果（平均値）

地域分類		環境省実施分	地方公共団体実施分
一般環境	住宅地域	0.15　本/L	0.14　本/L
	商工業地域	0.25　本/L	0.12　本/L
	農業地域	0.23　本/L	0.10　本/L
	内陸山間地域	0.16　本/L	0.20　本/L
	離島地域	0.21　本/L	0.19　本/L
高速道路及び幹線道路沿線		0.17　本/L	0.13　本/L

表７　酸性雨自動測定機による監視結果

年度	神戸（須磨）					豊　　岡				
	降水量	年平均値				降水量	年平均値			
	(mm)	pH	EC	SO_4^{2-}	NO_3^-	(mm)	pH	EC	SO_4^{2-}	NO_3^-
H3	1127	4.4	25	2.31	1.61	1991	4.5	25	2.31	1.61
H4	1042	4.5	25	1.79	1.55	1908	4.7	25	1.79	1.55
H5	1453	4.6	23	2.04	1.59	1965	4.7	23	2.04	1.59
H6	392	4.4	25	2.30	2.80	1478	4.6	25	2.30	2.80
H7	1088	4.5	25	2.25	1.96	1799	4.6	25	2.25	1.96
H8	942	4.4	31	2.08	1.85	1839	4.4	31	2.08	1.85
H9	1312	4.6	22	1.12	2.08	2069	4.6	22	1.12	2.08
H10	1228	4.5	20	1.74	1.19	1968	4.7	30	2.66	2.43
H11	1128	4.6	23	2.52	1.63	1820	4.7	30	2.88	2.08
H12	979	4.5	23	2.01	1.54	1815	4.5	34	3.74	1.90
H13	714	4.4	23	2.74	1.02	1877	4.8	30	2.16	1.08
H14	750	4.5	27	2.22	1.08	1401	4.5	45	2.88	1.35
H15	1113	4.6	22	1.63	1.07	1788	4.6	31	2.14	1.03
H16	1346	4.8	27	2.78	0.92	2149	4.6	31	1.83	1.07
H17	719	4.4	29	3.93	1.70	1723	4.3	36	4.42	1.61
H18	1110	4.4	27	1.66	2.51	1722	4.5	35	2.59	1.78
H19	1029	4.5	23	1.71	2.28	2089	4.5	33	2.23	1.96
H20	1219	4.6	19	1.76	1.25	(1147)	(4.6)	(47)	(3.22)	(1.34)
H21	1237	4.8	19	2.11	1.68	2008	4.8	27	2.23	1.53
H22	1466	4.8	15	1.29	0.86	2138	4.7	38	2.51	1.53
H23	1770	4.8	14	1.36	0.87	2630	4.7	32	2.14	1.28
H24	1192	4.7	19	1.71	1.12	2044	4.6	43	2.98	1.79
H25	1474	4.7	16	1.39	1.01	1948	4.6	41	2.52	1.39
H26	(1097)	(4.6)	(26)	(1.5)	(0.87)	(1646)	(4.5)	(43)	(1.92)	(0.96)
H27	1365	4.8	17	1.32	0.91	1258	4.7	30	1.91	1.26
H28	1187	4.8	16	1.32	0.93	1626	4.7	36	2.15	1.21
H29	1132	4.8	17	1.40	0.93	1778	4.8	28	1.70	1.10
H30	1844	4.9	24	1.30	0.55	1579	4.9	28	1.12	0.78

（備考）　１　自動採取測定機の設置年月　　平成３年２月

２　測定項目　　pH　：　水素イオン濃度指数、　　EC　　：導電率（μS/cm）

SO_4^{2-}：　硫酸イオン濃度（μg/mL）、　NO_3^-　　：硝酸イオン濃度（μg/mL）

３　測定項目　　（　）は、装置不良等のため一部欠測であることを示す。

H20年豊岡：５月第３週～10月第４週まで欠測

H26年神戸：４月第２週及び８月第３～４週まで欠測

H26年豊岡：４月第２週～５月第３週まで欠測

H29年神戸：８月第１週～８月第４週まで欠測

表８　自動車騒音の測定結果

路線名		調査地点	調査日	車線数	測定結果（ｄＢ）		環境基準	
					昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道	２号	赤穂郡上郡町梨ヶ原＊	10月29日　～　10月30日	2	72	72	×	×
	９号	美方郡香美町村岡区鹿田＊	9月11日　～　9月12日	2	69	64	○	○
	４３号 阪神高速３号線	尼崎市西本町	6月13日　～　6月14日	6+4	66	62	○	○
		西宮市市庭町	6月13日　～　6月14日	6+4	61	58	○	○
		芦屋市竹園町	6月13日　～　6月14日	6+4	61	57	○	○
		神戸市東灘区御影塚町	6月13日　～　6月14日	6+4	62	57	○	○
	１７９号	揖保郡太子町東保＊	10月23日　～　10月24日	2	71	66	×	×
		佐用郡佐用町佐用＊	10月16日　～　10月17日	2	64	59	○	○
	２５０号	加古郡播磨町北古田＊	10月3日　～　10月4日	4	69	63	○	○
	３１２号	神崎郡神河町吉冨＊	10月29日　～　10月30日	2	67	61	○	○
		神崎郡市川町屋形＊	10月29日　～　10月30日	2	70	64	○	○
		神崎郡福崎町西田原＊	10月25日　～　10月26日	2	69	64	○	○
		神崎郡福崎町南田原＊	10月25日　～　10月26日	4	62	56	○	○
	３７３号	佐用郡佐用町大酒＊	10月23日　～　10月24日	2	65	60	○	○
	４２７号	多可郡多可町中区曽我井＊	10月2日　～　10月3日	2	59	52	○	○
主要地方道	浜坂井土線	美方郡新温泉町七釜＊	9月11日　～　9月12日	2	67	58	○	○
	川西三田線	川辺郡猪名川町紫合庵平井＊	9月27日　～　9月28日	4	67	58	○	○
一般県道	大久保稲美加古川線	加古郡稲美町蛸草＊	10月2日　～　10月3日	2	65	56	○	○
	三木宍粟線	神崎郡福崎町東田原＊	10月25日　～　10月26日	2	71	65	×	○
	宍粟下徳久線	佐用郡佐用町下三河＊	10月16日　～　10月17日	2	63	55	○	○
高速自動車国道	中国自動車道	神崎郡福崎町南田原＊	10月25日　～　10月26日	4	55	50	○	○
		佐用郡佐用町奥金近＊	10月16日　～　10月17日	4	71	68	×	×
		佐用郡佐用町福吉＊	10月23日　～　10月24日	4	60	54	○	○
	中国自動車道姫路鳥取線	佐用郡佐用町延吉＊	11月15日　～　11月16日	4	60	57	○	○

１　*は常時監視地点を示す。

２　兵庫県実施分のみ記載。

表９－１ 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果

（評価指標：Lden、単位：dB）

測定場所		測定機関	環境基準地域類型	H30 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	H31 １月	２月	３月	平均	環境基準適合状況
伊丹市	桜台小学校	県	Ⅰ	58.1	58.0	58.1	57.1	57.0	58.0	58.1	58.3	57.9	57.4	57.9	57.9	58	×
	花里小学校	県	Ⅰ	56.9	56.7	56.8	55.7	56.2	55.3	－	－	－	57.6	56.9	56.9	57※	○
	緑ヶ丘センター	会社	Ⅰ	58.9	58.9	58.6	57.4	58.1	58.6	59.3	59.9	60.0	56.7	59.5	59.6	59	×
	北野センター	会社	Ⅰ	57.8	58.1	58.3	57.0	57.2	57.9	58.0	57.9	57.8	57.5	57.7	57.7	58	×
	西桑津会館	市	Ⅱ	62.1	62.2	61.9	61.4	61.6	62.3	62.8	63.1	63.0	(62.7)	(62.1)	(62.9)	(62)	○
川西市	西猪名公園	県	Ⅱ	65.0	65.3	65.3	64.3	64.9	64.9	64.9	65.0	64.7	64.2	64.5	64.5	65	×
	久代小学校	会社	Ⅰ	62.7	62.9	63.0	62.3	62.5	62.5	62.5	62.8	62.6	62.2	62.3	62.5	63	×
宝塚市	長尾南会館	県	Ⅰ	50.5	50.8	50.3	50.6	51.0	49.3	50.4	49.8	50.1	50.1	50.6	49.9	50	○
	安倉中学校	会社	Ⅰ	55.1	55.2	55.4	54.0	54.4	55.0	55.3	55.4	55.4	55.1	55.1	55.2	55	○
西宮市	阪神特別支援学校	会社	Ⅰ	53.8	53.8	53.9	52.5	53.4	53.7	53.8	54.2	53.9	53.4	53.7	53.9	54	○
尼崎市	武庫北小学校	県	Ⅰ	54.8	54.6	55.1	53.3	54.0	54.4	55.0	55.4	54.9	54.6	55.1	54.9	55	○

〔備考〕１．平成25年度からの環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値はLden 57dB以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値はLden 62dB以下。
２．各月の欄の（　　）内は平成30年1月，2月，3月のデータ、「平均」欄の（　　）内は平成30年（暦年）の平均値である。
３．測定機関が会社とあるものは、2018年度版大阪国際空港騒音調査年報（関西エアポート株式会社）による。
測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム2018年騒音調査年報（伊丹市総合政策部空港・広報戦略室）による。
※花里小学校測定局においては、台風被害により平成30年10月から平成30年12月まで欠測。年平均値は参考値である。

表９－２ 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果

（単位：ＷＥＣＰＮＬ）

測定場所		測定機関	環境基準地域類型	H30 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	H31 １月	２月	３月	平均	旧環境基準適合状況
伊丹市	桜台小学校	県	Ⅰ	69.2	69.2	69.5	68.5	68.8	69.3	69.4	69.5	69.0	68.5	69.0	69.0	69.1	○
	花里小学校	県	Ⅰ	68.2	68.1	68.1	67.1	67.9	66.5	－	－	－	68.4	68.4	68.3	68.0※	○
	緑ヶ丘センター	会社	Ⅰ	70.7	70.7	70.4	69.2	70.0	70.4	71.0	71.6	71.6	71.2	71.1	71.4	70.8	×
	北野センター	会社	Ⅰ	69.7	70.3	70.6	69.4	69.7	70.2	70.1	69.9	69.6	69.1	69.5	69.7	69.8	○
	西桑津会館	市	Ⅱ	77.1	77.2	76.9	76.6	77.0	77.2	77.7	77.8	77.6	(77.3)	(76.8)	(77.7)	(77.3)	×
川西市	西猪名公園	県	Ⅱ	79.0	79.4	79.5	78.9	79.3	79.1	78.8	78.7	78.4	77.6	78.1	78.3	78.8	×
	久代小学校	会社	Ⅰ	75.9	76.2	76.4	76.1	76.4	76.1	75.8	75.9	75.5	74.8	75.2	75.6	75.8	×
宝塚市	長尾南会館	県	Ⅰ	63.9	64.4	63.9	64.3	64.8	62.7	64.1	63.0	63.0	63.1	64.0	63.3	63.7	○
	安倉中学校	会社	Ⅰ	66.8	67.1	67.5	66.1	66.7	67.1	67.2	67.2	67.0	66.6	66.9	67.1	67.0	○
西宮市	阪神特別支援学校	会社	Ⅰ	64.2	64.4	64.6	63.3	64.3	64.2	64.6	64.7	64.3	64.0	64.2	64.4	64.3	○
尼崎市	武庫北小学校	県	Ⅰ	65.8	65.7	66.1	64.4	65.3	65.4	66.0	66.3	65.9	65.7	66.1	65.9	65.3	○

〔備考〕１．平成24年度までの環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値は70ＷＥＣＰＮＬ以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値は75ＷＥＣＰＮＬ以下。
２．各月の欄の（　　）内は平成30年1月，2月，3月のデータ、「平均」欄の（　　）内は平成30年（暦年）の平均値である。
３．測定機関が会社とあるものは、2018年度版大阪国際空港騒音調査年報（関西エアポート株式会社）による。
測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム2018年騒音調査年報（伊丹市総合政策部空港・広報戦略室）による。
※花里小学校測定局においては、台風被害により平成30年10月から平成30年12月まで欠測。年平均値は参考値である。

表10　淡路島における航空機騒音の測定結果

（評価指標：Lden、単位：dB）

測定地点	平成30年度				
	測定期間	Lden			適合状況
		最大	最小	平均	
淡路市野島江崎 野島消防器具庫	5/24～5/30	50	37	44	○
淡路市塩尾 塩田小学校	6/8～6/14	41	22	36	○
南あわじ市沼島 沼島小学校	6/21～6/27	46	24	41	○

※全地点とも適合状況はⅠ類型の環境基準（ Lden 57dB ）と比較した場合である。

表11　新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地域類型	測定場所（線路最寄り地点の地名）	測定年月日	騒音測定結果（dB(A)）			振動測定結果（dB）			全測定本数	用途地域	東京起点の距離（km）	測定地点側の軌道の別	構造物の種類		軌道の種類	防音壁	
			12.5m地点	25m地点	50m地点	12.5m地点	25m地点	50m地点	上り/下り				種類	軌道面の高さ（m）		種類	レールからの高さ(m)
Ⅰ	伊丹市南野	H31.2.12	70	66	61	57	52	47	13/9	第２中高	526.830	上り	ケタ	7.6	バラスト	直型＋ラムダ吸音板あり	2.45
	加古郡播磨町南大中	H30.5.10	68	67	62	59	51	42	9/11	第１住居	580.580	下り	ラーメン	7.8	バラスト	直型＋ラムダ	2.45
	加古川市尾上町長田	H30.12.21	70	69	66	65	61	48	10/10	第１住居	585.300	下り	ラーメン	9.8	バラスト	直　型	2.45
	高砂市松陽	H30.11.8	74	70	66	61	57	51	14/10	第１住居	591.000	下り	ラーメン	6.8	バラスト	直　型	2.45
	揖保郡太子町東南	H30.12.19	72	72	＊67	64	58	＊51	11/9	第１中高	611.050	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直 型	1.75
	たつの市揖保町西構	H31.1.4	71	71	70	66	61	49	10/12	調　整	614.480	上り	ラーメン	8.4	バラスト	直 型 吸音板あり	2.25
	相生市那波野	H30.12.25	70	70	64	61	57	47	10/11	第１住居	619.440	下り	ラーメン	7.5	バラスト	直型＋ラムダ吸音板あり	1.95
	赤穂市真殿門前	H30.5.9	71	70	66	58	54	47	10/15	調　整	629.140	下り	ラーメン	10.5	バラスト	直型＋ラムダ	2.45

＊　：53m地点での測定結果

（備考）１．騒音の環境基準地域類型Ⅰは主として住居の用に供される地域で基準値は70dB以下である。
２．騒音の基準値超過にはアンダーラインを示した。
３．振動の指針値は70ｄＢ以下である。
４．兵庫県実施分のみ記載。

表12　河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況

人の健康の保護に関する項目の環境基準達成状況

水域別 / 項目	河川			海域			湖沼		
	m／n	a／b	適合率（%）	m／n	a／b	適合率（%）	m／n	a／b	適合率（%）
カドミウム	0 / 502	0 / 197	100	0 / 89	0 / 41	100	0 / 8	0 /1	100
全シアン	0 / 460	0 / 196	100	0 / 89	0 / 41	100	0 / 8	0 /1	100
鉛	0 / 560	0 / 209	100	0 / 96	0 / 41	100	0 / 8	0 /1	100
六価クロム	0 / 497	0 / 196	100	0 / 89	0 / 41	100	0 / 8	0 /1	100
砒素	13 / 536	1 / 210	99.5	0 / 96	0 / 41	100	0 / 8	0 /1	100
総水銀	0 / 444	0 / 196	100	0 / 82	0 / 41	100	0 / 8	0 /1	100
アルキル水銀	0 / 225	0 / 115	100	0 / 40	0 / 22	100	- /-	- /-	-
ＰＣＢ	0 / 186	0 / 131	100	0 / 43	0 / 38	100	0 / 8	0 /1	100
ジクロロメタン	0 / 340	0 / 157	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
四塩化炭素	0 / 332	0 / 156	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0 / 332	0 / 156	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0 / 332	0 / 156	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0 / 332	0 / 156	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0 / 332	0 / 156	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0 / 332	0 / 156	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0 / 336	0 / 156	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0 / 336	0 / 156	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0 / 325	0 / 157	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
チウラム	0 / 222	0 / 127	100	0 / 49	0 / 31	100	0 / 8	0 /1	100
シマジン	0 / 222	0 / 127	100	0 / 49	0 / 31	100	0 / 8	0 /1	100
チオベンカルブ	0 / 222	0 / 127	100	0 / 49	0 / 31	100	0 / 8	0 /1	100
ベンゼン	0 / 317	0 / 159	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
セレン	0 / 413	0 / 180	100	0 / 74	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 / 915	0 / 213	100	0 / 840	0 / 72	100	0 / 24	0 /1	100
ふっ素	68 / 432	11 / 160	93.1	（海域には適用しない）			0 / 24	0 /1	100
ほう素	1 / 351	0 / 150	100	（海域には適用しない）			0 / 8	0 /1	100
1,4-ジオキサン	0 / 332	0 / 155	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 /1	100
合　計	83 / 10,165	12 / 233	94.8	0 / 2,477	0 / 77	100	0 / 240	0 /1	100

（備考）　ｍ：環境基準値を超える検体数　　ｎ：総検体数
ａ：環境基準不適合地点数　　ｂ：全測定地点数

$$環境基準達成率（\%）＝\frac{b-a}{b}\times 100$$

表13 河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等

（１）ＢＯＤ又はＣＯＤ

①河川

水域名		環境基準			採水地点（市町名）	ＢＯＤ経年変化(単位mg/L)75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		20年度	28年度	29年度	30年度	
猪名川	上流	A（ＢＯＤ2mg/L以下）	H21.3.31	イ	銀橋（川西市）	1.1	0.6	0.8	0.8	
					軍行橋（伊丹市）	1.1	0.7	0.7	0.9	
	下流(1)	B（ＢＯＤ3mg/L以下）	H13.3.30	ロ	中園橋（尼崎市）	1.6	0.8	0.9	1.0	
	下流(2)	D（ＢＯＤ8mg/L以下）	H13.3.30	イ	利倉橋（豊中市）	＊ 10	3.6	2.3	2.8	
神崎川		B（ＢＯＤ3mg/L以下）	H13.3.30	ロ	辰巳橋（尼崎市）（大阪市）	1.4	1.7	2.0	2.0	
庄下川		C（ＢＯＤ5mg/L以下）	H3.3.29	ハ	尾浜大橋（尼崎市）	1.9	1.2	1.2	1.3	
昆陽川		C（ＢＯＤ5mg/L以下）	H3.3.29	ハ	尾浜橋（尼崎市）	2.1	1.7	1.8	1.7	
武庫川	上流	A（ＢＯＤ2mg/L以下）	S45.9.1	イ	大橋（三田市）	1.4	0.7	0.8	0.6	
	中流	B（ＢＯＤ3mg/L以下）	S45.9.1	イ	百間樋（宝塚市）	1.5	1.0	0.8	0.8	
	下流	C（ＢＯＤ5mg/L以下）	S45.9.1	イ	甲武橋（尼崎市）（西宮市）	2.0	1.4	1.7	1.4	
夙川		C（ＢＯＤ5mg/L以下）	H3.3.29	ハ	夙川橋（西宮市）	1.7	1.3	1.2	1.3	
福田川		E（ＢＯＤ10mg/L以下）	S60.3.22	ロ	福田橋（神戸市）	1.7	2.1	2.2	1.5	
明石川	上流	B（ＢＯＤ3mg/L以下）	S48.9.4	イ	上水源取水口（神戸市）	1.1	1.6	1.5	1.4	
	下流	C（ＢＯＤ5mg/L以下）	S48.9.4	ロ	嘉永橋（明石市）	3.5	1.3	1.2	1.7	
伊川		C（ＢＯＤ5mg/L以下）	S60.3.22	ロ	二越橋（神戸市）	1.3	1.7	1.8	2.2	
谷八木川		E（ＢＯＤ10mg/L以下）	S60.3.22	ハ	谷八木橋（明石市）	3.0	3.1	6.2	6.4	
喜瀬川		D（ＢＯＤ8mg/L以下）	H1.3.22	ハ	野添橋（播磨町）	4.4	2.9	3.5	2.5	
加古川	上流	A（ＢＯＤ2mg/L以下）	S45.9.1	イ	井原橋（丹波市）	1.0	＜ 0.5	0.6	＜ 0.5	
	下流	B（ＢＯＤ3mg/L以下）	S45.9.1	ロ	板波橋（西脇市）	1.0	1.0	1.1	1.0	
	下流	B（ＢＯＤ3mg/L以下）	S46.5.25	ロ	加古川橋（加古川市）	1.3	1.3	1.3	1.2	
志染川		B（ＢＯＤ3mg/L以下）	S60.3.22	ロ	坂本橋（神戸市）	1.1	1.9	1.4	1.1	
別府川		C（ＢＯＤ5mg/L以下）	H6.3.1	ハ	十五社橋（加古川市）	2.7	2.2	2.2	2.7	

水域名		環境基準 類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点（市町名）	BOD経年変化(単位mg/L)75%値 20年度	28年度	29年度	30年度	備考
市川	上流	A（BOD2mg/L以下）	S48.9.4	イ	神崎橋（福崎町）	1.4	0.6	0.5	0.8	
					仁豊野橋（姫路市）	1.3	0.6	0.9	1.1	
	下流	B（BOD3mg/L以下）	S48.9.4	ロ	工業用水取水点（姫路市）	1.5	0.8	1.1	1.2	
船場川	上流	B（BOD3mg/L以下）	H3.3.29	イ	保城橋（姫路市）	1.4	1.0	1.2	1.3	
	下流	C（BOD5mg/L以下）	H3.3.29	イ	加茂橋（姫路市）	3.0	1.3	2.4	3.4	
夢前川	上流	A（BOD2mg/L以下）	S48.9.4	イ	蒲田橋（姫路市）	1.1	1.0	0.9	0.9	
	下流	B（BOD3mg/L以下）	S48.9.4	イ	京見橋（姫路市）	1.1	0.8	0.8	0.9	
揖保川	上流	A（BOD2mg/L以下）	S48.5.1	イ	宍粟橋（宍粟市）	0.6	0.6	0.7	0.5	
					龍野橋（たつの市）	0.7	0.7	0.7	0.7	
	下流	B（BOD3mg/L以下）	S48.5.1	ハ	王子橋（姫路市）（たつの市）	0.8	0.7	0.9	0.8	
千種川	上流	AA（BOD1mg/L以下）	S47.6.23	イ	室橋（宍粟市）	1.0	< 0.5	0.5	< 0.5	
	下流	A（BOD2mg/L以下）	S47.6.23	イ	隈見橋（上郡町）	1.1	0.8	0.8	1.2	
					坂越橋（赤穂市）	1.5	1.1	0.8	1.0	
円山川	上流	A（BOD2mg/L以下）	S49.3.5	ロ	上小田橋（養父市）	0.7	0.6	0.6	0.5	
					上ノ郷橋（豊岡市）	0.6	0.5	0.7	0.6	
	下流	B（BOD3mg/L以下）	S49.3.5	イ	立野大橋（豊岡市）	0.5	0.9	0.8	0.7	
竹野川		A（BOD2mg/L以下）	S51.1.23	イ	竹野新橋（豊岡市）	0.5	0.5	0.5	< 0.5	
佐津川		A（BOD2mg/L以下）	S51.1.23	イ	佐津川橋（香美町）	0.5	0.5	0.6	< 0.5	
矢田川	上流	AA（BOD1mg/L以下）	S50.2.4	イ	細野橋（香美町）	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	
	下流	A（BOD2mg/L以下）	S50.2.4	イ	油良橋（香美町）	0.6	< 0.5	< 0.5	< 0.5	
岸田川	上流	AA（BOD1mg/L以下）	S50.2.4	イ	高橋（新温泉町）	< 0.5	< 0.5	0.6	< 0.5	
	下流	A（BOD2mg/L以下）	S50.2.4	イ	清富橋（新温泉町）	0.5	0.8	0.8	0.5	
阪神地域諸河川	蓬川	－	－	－	琴浦橋（尼崎市）	2.3	1.7	3.0	2.1	
	野田川	－	－	－	九郎橋上流（西宮市）	4.4	1.8	1.2	1.2	
	住吉川	－	－	－	住吉川橋（神戸市）	0.7	1.3	1.1	1.4	
	都賀川	－	－	－	昌平橋（神戸市）	0.6	1.6	1.2	1.3	
	新湊川	－	－	－	南所橋（神戸市）	1.4	2.2	1.7	1.6	
播磨地域河川	天川	－	－	－	日笠歩道橋（高砂市）	3.6	1.7	2.0	2.0	
	法華山谷川	－	－	－	千鳥大橋（高砂市）	2.8	1.9	1.5	1.2	
	八家川	－	－	－	国道2号線ﾊﾞｲﾊﾟｽ下（姫路市）	2.0	1.0	1.2	1.3	
	大津茂川	－	－	－	大平橋（姫路市）	1.5	1.1	1.3	1.6	
淡路河川	洲本川	－	－	－	潮橋（洲本市）	2.9	1.4	1.3	0.8	
	三原川	－	－	－	脇田橋（南あわじ市）	1.8	2.3	1.9	1.8	

②海域

水域名		環境基準 類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点	ＣＯＤ経年変化（単位mg/L）75%値 20年度	28年度	29年度	30年度	備考
大阪湾	大阪湾 (1)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.12.28	イ	神戸市東部沖1	3.9	4.1	3.6	5.3	
					西宮市沖1	5.0	4.7	4.1	5.9	
	〃 (2)	Ｂ（ＣＯＤ3mg/L以下）	S46.12.28	ロ	神戸市東部沖2	＊ 3.8	＊ 3.4	＊ 3.2	＊ 3.9	
					西宮市沖2	＊ 4.0	＊ 3.7	＊ 4.1	＊ 4.1	
	〃 (3)	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S46.12.28	ハ	神戸市東部沖3	＊ 3.7	＊ 3.1	＊ 2.7	＊ 3.6	
	〃 (4)	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S46.12.28	ロ	神戸市中央部沖	＊ 3.2	＊ 2.7	＊ 2.6	＊ 3.6	
					神戸市東部沖4	＊ 2.9	＊ 2.6	＊ 2.3	＊ 2.6	
	〃 (5)	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S46.12.28	イ	神戸市西部沖1	2.0	1.8	1.8	＊ 2.1	
					神戸市西部沖2	1.9	1.6	1.7	1.8	
	洲本港 (1)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.12.28	イ	洲本内港内	2.2	2.1	2.0	2.3	
	洲本港 (2)	Ｂ（ＣＯＤ3mg/L以下）	S46.12.28	イ	洲本外港内	1.8	1.9	1.9	2.0	
	津名港	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.12.28	イ	津名港内	2.4	2.1	2.1	2.4	
	兵庫運河	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.12.28	ロ	材木橋	5.0	3.3	3.0	4.0	
播磨灘	播磨海域 (1)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.5.25	イ	明石港内	1.7	1.7	1.8	2.2	
	〃 (2)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.5.25	イ	別府港内	3.0	3.5	3.6	2.7	
	〃 (3)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.5.25	ロ	高砂本港内	2.6	3.2	2.9	3.1	
	〃 (4)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.5.25	ロ	高砂西港港口先	2.7	3.0	2.6	2.7	
	〃 (5)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.5.25	イ	大塩港内	3.2	4.1	2.8	3.1	
	〃 (6)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.5.25	イ	東部工業港内	3.0	3.2	2.7	2.6	
	〃 (7)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.5.25	イ	飾磨港内1	3.4	4.4	4.2	4.2	
	〃 (8)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.5.25	イ	広畑港内	2.8	3.7	3.2	4.0	
	〃 (9)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.5.25	イ	網干港内	3.3	4.0	3.9	4.2	
	〃 (10)	Ｃ（ＣＯＤ8mg/L以下）	S46.5.25	イ	材木港内	3.1	3.7	2.9	3.2	
	〃 (11)	Ｂ（ＣＯＤ3mg/L以下）	S46.5.25	ロ	二見港沖	2.0	2.1	2.4	2.1	
					別府港沖	2.2	2.2	2.2	2.3	
					高砂西港沖	2.6	2.8	2.3	2.9	
					白浜沖	2.7	＊ 3.4	2.6	3.0	
					飾磨港沖	2.8	＊ 3.8	3.0	＊ 3.3	
					網干港沖	3.0	＊ 3.1	2.8	＊ 3.4	
	〃 (12)	Ｂ（ＣＯＤ3mg/L以下）	S46.5.25	イ	明石港沖	1.8	1.7	1.9	2.2	
	〃 (13)	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S46.5.25	イ	明石林崎沖	1.9	1.8	1.9	1.9	
					別府港沖合	1.8	1.9	2.0	＊ 2.1	
					東部工業港沖合	＊ 2.6	＊ 2.6	＊ 2.3	＊ 3.1	

水域名		環境基準			採水地点	ＣＯＤ経年変化（単位mg/L）75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		20年度	28年度	29年度	30年度	
播磨北西部	播磨灘北西部海域	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S49.5.13	ロ	赤穂市中央部沖	＊ 2.6	＊ 2.4	＊ 2.5	＊ 2.8	
					赤穂市東部沖	＊ 2.4	＊ 2.5	＊ 2.4	＊ 3.0	
淡路島西部	淡路島西部南部海域	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S52.3.29	イ	淡路市浜沖	1.8	1.7	1.9	1.8	
					淡路市撫沖	1.7	1.7	1.8	2.0	
					南あわじ市慶野沖	1.8	1.9	1.9	2.0	
					南あわじ市鳥取沖	1.6	1.6	1.6	1.8	
					南あわじ市白崎沖	1.6	1.6	1.5	1.7	
山陰海岸	山陰海岸地先海域	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S51.1.23	イ	豊岡市津居山沖	1.3	1.5	1.3	1.4	
					豊岡市冠島沖	1.3	1.2	1.3	1.4	
					豊岡市浜須井沖	1.3	1.4	1.3	1.4	
					香美町無南垣沖	1.3	1.1	1.4	1.5	
					新温泉町鬼門崎沖	1.1	1.3	1.3	1.4	
	津居山港海域	Ｂ（ＣＯＤ3mg/L以下）	S51.1.23	イ	津居山港内	1.9	1.9	1.9	2.7	

③湖沼

水　域　名	環　境　基　準			採水地点（市町名）	COD経年変化(単位mg/L) 75%値				備　考
	類　型	類型指定年月日	達成期間		20年度	28年度	29年度	30年度	
千 苅 水 源 池	Ａ（ＣＯＤ３mg/L以下）	S53.3.24	イ	取水塔前　（神戸市）	＊ 4.0	＊ 3.1	＊ 3.6	3.0	

備考 1　環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。

2　環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ロ」は５年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は５年を超える期間で可及的速やかに達成を示す。

3　ＢＯＤ、ＣＯＤの経年変化欄の数字は、調査期間のｎ個の日間平均値を水質のよいものから並べた時、ｎ×0.75番目にくる数値を示す。

4　＊印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。

5　ＢＯＤ　：水中の汚濁物（有機物など）が微生物の働きによって分解される過程において消費される酸素量のことで、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、河川水などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

ＣＯＤ　：水中の汚濁物（有機物など）を酸化剤で分解するときに消費される酸素量のことで、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、海域などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

（２）全窒素、全燐
①海域

水域名		環境基準 類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点	※1 水域内年平均値(mg/L) 全窒素 20年度	28年度	29年度	30年度	全燐 20年度	28年度	29年度	30年度	備考
大阪湾	大阪湾（イ）	Ⅳ 全窒素 1 mg/L以下 全燐 0.09 mg/L以下	H7.2.28	イ	兵庫県2地点 大阪府3地点 （全5地点）	0.69	0.51	0.49	0.46	0.065	0.054	0.050	0.045	
	〃（ロ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H7.2.28	イ	兵庫県3地点 大阪府4地点 （全7地点）	0.43	0.33	0.32	0.34	0.046	0.037	0.034	0.034	
	〃（ハ）	Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H7.2.28	イ	兵庫県5地点 大阪府5地点 （全10地点）	0.26	0.21	0.20	0.22	*0.031	0.026	0.023	0.025	
播磨灘	播磨灘（イ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8.6.4	イ	全１地点	0.19	0.17	0.17	0.19	0.028	0.024	0.022	0.023	
	〃（ロ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8.6.4	イ	全３地点	0.22	0.20	0.20	0.24	0.031	0.026	0.027	0.027	
	〃（ハ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8.6.4	イ	全２地点	0.30	0.33	0.34	0.37	0.041	0.034	0.035	0.032	
	〃（ニ）	Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8.6.4	イ	全５地点	0.20	0.17	0.17	0.19	0.029	0.024	0.023	0.023	
播磨灘北西部		Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H9.4.28	イ	兵庫県3地点 岡山県3地点 （全５地点）	0.18	0.18	0.18	0.18	0.026	0.026	0.026	0.024	兵庫県と岡山県で１地点重複して測定
淡路島西部南部		Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8.6.4	イ	全５地点	0.18	0.14	0.14	0.15	0.026	0.021	0.021	0.019	

②湖沼

水域名	環境基準			採水地点（市町名）	年平均値(mg/L)				備考
	類型	類型指定年月日	達成期間		全燐				
					20年度	28年度	29年度	30年度	
千苅水源池	Ⅱ 全燐 0.01 mg/L以下 （暫定目標、32年度まで適用） 全燐 0.019 mg/L以下	H14.4.30	ニ	取水塔前（神戸市）	＊ 0.027	＊ 0.026	＊ 0.033	＊ 0.028	

備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。
2 暫定目標とは、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域における暫定的な目標値を示す。
3 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めるを示す。
4 年平均値とは、水域内測定地点の表層の平均値である。
5 ＊印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。

表14　地下水質の状況（調査区分別総括表、環境基準超過の状況）

（１）地下水質調査機関別測定地点数総括表（概況調査）

調査種別	概況調査																			
調査機関	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		小計①	
測定地点数	2		35		9		15		7		5		12		6		5		96	
区分 / 項目	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
カドミウム	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
全シアン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
鉛	－	－	35	0	9	1	15	0	7	0	5	0	12	0	4	0	5	0	92	1
六価クロム	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
砒素	－	－	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	4	0	4	0	91	0
総水銀	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
アルキル水銀	－	－	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	－	－	6	0	5	0	82	0
ＰＣＢ	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
ジクロロメタン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
四塩化炭素	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	6	0	5	0	93	0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	4	0	5	0	91	0
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	5	0	5	0	94	0
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	3	0	5	0	90	0
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	3	0	5	0	90	0
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	3	0	5	0	90	0
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	5	0	5	0	92	0
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1	0	35	0	9	1	15	0	5	0	5	0	12	0	3	0	5	0	90	1
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1	0	35	0	9	0	15	0	5	0	5	0	12	0	3	0	5	0	90	0
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
チウラム	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
シマジン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
チオベンカルブ	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
ベンゼン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
セレン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
硝酸･亜硝酸性窒素	2	0	33	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	5	0	5	0	93	0
ふっ素	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	4	6	0	4	0	94	4
ほう素	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	2	6	0	4	0	94	2
1,4-ジオキサン	1	0	35	0	9	0	15	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	95	0
合計	2	0	35	0	9	2	15	0	7	0	5	0	12	6	6	0	5	0	96	8

※ 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

（２）地下水質調査機関別測定地点数総括表（継続監視調査）

調査種別	継続監視調査																						合計 ①+②	
調査機関	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		太子町		小計②			
測定地点数	2		33		4		15		2		10		28		15		5		9		123		219	
区分 / 項目	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
鉛	1	0	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	8	0	7	0	－	－	－	－	17	1	109	2
砒素	2	1	2	2	1	1	8	8	－	－	－	－	9	4	8	2	2	1	－	－	32	19	123	19
四塩化炭素	－	－	1	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	0	94	0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ	－	－	24	0	－	－	－	－	2	1	10	3	28	3	2	1	－	－	－	－	66	8	157	8
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10	0			2	0	－	－	－	－	12	0	106	0
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	24	0	－	－	4	0	2	0	10	0	28	0	9	0	－	－	－	－	77	0	167	0
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	24	2	3	0	4	3	2	0	10	3	28	6	9	0	－	－	－	－	80	14	170	14
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	24	0	－	－	－	－	2	0	10	0	2	0	9	0	－	－	7	0	54	0	144	0
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	－	－	－	－	2	0	10	0	4	0	4	0	－	－	－	－	20	0	112	0
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	24	3	3	1	4	1	2	0	10	6	28	4	9	1	－	－	9	0	89	16	179	17
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	24	6	3	1	3	2	2	0	10	5	28	7	9	1	－	－	9	0	88	22	178	22
硝酸･亜硝酸性窒素	－	－	7	3	－	－	3	5	－	－			1	1	3	0	－	－	－	－	14	9	107	9
ふっ素	－	－	1	1	1	1	－	－	－	－			14	11	2	1	5	2	－	－	23	16	117	20
ほう素	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	1	－	－	2	1	96	3
合計	2	1	33	17	4	5	15	19	2	1	10	17	28	36	15	6	5	4	9	0	123	106	219	114

※ 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

（３）概況調査で平成30年度に新たに環境基準を超過した地点

市町名	地区名	ﾒｯｼｭ番号	物質名	検出値(mg/l)
西宮市	高須町２丁目	0124	ほう素	2.5
西宮市	学文殿町２丁目	0134	ふっ素	0.83
西宮市	南甲子園３丁目	0134	ほう素	3
西宮市	南甲子園３丁目	0134	ふっ素	0.86
西宮市	薬師町	0154	ふっ素	1.2
西宮市	段上町７丁目	0164	ふっ素	0.93

（４）地下水質継続監視調査（汚染地区調査）結果総括表①

	地区名	MESH番号	鉛		砒素		四塩化炭素		塩化ビニルモノマー		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n
神戸市	東灘区本山北町	0131			0.032	1/1																					1.6	1/1		
	垂水区舞子台	0381													0.017	0/1					0.003	0/1	0.041	1/1						
	中央区磯上通	0418	0.04	1/1											0.0013	0/1					0.059	1/1	0.0069	0/1						
	中央区御幸通	0418													0.007	0/1					0.007	0/1	0.0026	0/1						
姫路市	飾東町豊国	0700																							12	2/2				
	飾東町大釜	0701																							5.8～16	1/2				
	山田町西山田	0741			0.015	1/1																								
	的形町的形	0969			0.011～0.018	2/2																								
	飾磨区西浜町二丁目	0975			0.032～0.033	2/2																								
	飾磨区西浜町一丁目	0975			0.027～0.028	2/2																								
	御国野町御着	0989			0.010～0.013	1/2																								
	神田町三丁目	0997											<0.01	0/2	0.083～0.12	2/2					0.005～0.012	1/2								
	伊伝居	1008											<0.01	0/4	<0.004	0/4					<0.001	0/4	0.0019～0.036	2/4						
	飾東町佐良和	1009			0.010	0/1																								
	六角	1025											<0.01	0/1	0.094	1/1					0.004	0/1	0.0086	0/1						
	夢前町菅生淵	1045																							13～14	2/2				
尼崎市	南塚口町	0146							0.0052	1/1			<0.01	0/1	0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	東塚口町	0147							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.012	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	0.003	0/1	0.0027	0/1						
明石市	大久保町	0607							<0.0002～0.0045	1/8	<0.0004	0/8	<0.01	0/8	<0.004～0.16	1/8	<0.0005	0/8	<0.0006	0/8	<0.001～0.15	1/8	<0.0005～2.2	3/8						
	魚住町	0635							<0.0002～0.02	2/4	<0.0004	0/4	<0.01	0/4	<0.004～0.47	2/4	<0.0005～0.0013	0/4	<0.0006～0.0018	0/4	<0.001～1.8	2/4	<0.0005～18	2/4						
	藤江	3298							<0.0002	0/8	<0.0004	0/8	<0.01	0/8	<0.004～0.038	0/8	<0.0005	0/8	<0.0006	0/8	0.001～0.2	3/8	<0.0005～0.0009	0/8						
西宮市	東町１丁目	0133	<0.001	0/1	0.059～0.074	4/4			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	津門	0133							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	荒戎町	0133	0.002	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	鞍掛町	0134							0.0003	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	津門大箇町	0134	<0.001	0/1	0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	上鳴尾町	0134							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1			<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	中前田町	0143							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	津田町	0143							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	屋敷町	0143							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	津門西口町	0143							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	広田町	0144							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	瓦林町	0144							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1			<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.61	0/1		
	高畑町	0144							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.1	1/1		
	西平町	0153	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.1	0/1		
	下大市東町	0154	<0.001	0/1	0.004	0/1			<0.0002～0.16	3/5			<0.01	0/5	<0.004～0.33	4/5	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001～0.017	3/5	<0.0005～0.064	4/5			0.97	1/1		

（４）地下水質継続監視調査（汚染地区調査）結果総括表②

	地区名	MESH番号	鉛		砒素		四塩化炭素		塩化ビニルモノマー		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n
西宮市（つづき）	段上町８丁目	0154	0.006	0/1					<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.86	1/1		
	大島町	0154			0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.9	1/1		
	高木東町	0154	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.4	1/1		
	門前町	0154	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.93	1/1		
	若山町	0154			0.010	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.79	0/1		
	段上町３丁目	0164							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.1	1/1		
	仁川町３丁目	0164							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1	1/1		
	段上町２丁目	0164							<0.0002～0.0009	0/4			<0.01	0/4	<0.004～0.43	2/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001～0.014	1/4	0.01～0.094	3/4						
	生瀬町２丁目	0183							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.3	1/1		
	山口町金仙寺	0190							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1	23	1/1				
	山口町上山口１丁目	0499							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1	1/1		
	山口町名来２丁目	0509							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.2	1/1		
洲本市	五色町都志	3341																							0.16	0/1				
	五色町鮎原	3343																							<0.055	0/1				
芦屋市	茶屋之町	0132							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0.002	0/1						
伊丹市	昆陽	0165							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	昆陽北	0165							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	東野	0176					<0.0002	0/1	<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	下河原	0177							<0.0002	0/2			<0.01～0.028	0/2	<0.004～0.004	0/2	0.019～0.15	0/2			<0.001～0.002	0/2	0.0008～0.025	1/2						
豊岡市	新田	2213			0.020	1/1																								
	幸町	2222	0.001	0/1	<0.001	0/1																								
加古川市	別府町新野辺	0633			<0.001～0.012	1/4																								
	平岡町土山	0635									<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005	0/2						
	尾上町池田	0643	<0.001	0/2	0.004～0.049	1/2							<0.01	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2						
	尾上町長田	0643	0.001	0/2	<0.001～0.008	0/2			0.0036	1/1			<0.01	0/2	<0.004～0.011	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001～0.013	1/2	<0.0005～0.079	1/2						
	野口町水足	0654	<0.001	0/2					<0.0002	0/1			<0.01	0/2	<0.004～0.005	0/2	<0.0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005	0/2	0.89～2.9	0/2				
	野口町野口	0654	0.001	0/1									<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1	5	0/1				
	志方町大沢	0703																									<0.08～1.2	1/2		
宝塚市	仁川高台	0164			<0.001～0.023	1/2																					0.5～7.0	1/2	<0.05～4.2	1/2
	高司	0174																									0.5	0/1		
	高松町	0174																									0.7	0/1		
	武庫山	0183																									3.6	1/1		
三木市	平井	0480							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.2	1/1	<0.0005	0/1			0.35	1/1	1	1/1						
	福井	0679							<0.0002	0/2			<0.01	0/2	<0.004～0.081	1/2	<0.0005～0.013	0/2			<0.001～0.017	1/2	<0.0005～0.065	1/2						
川西市	山下町	0236																							26	1/1				
小野市	小野地区	0707							<0.0002	0/2			<0.01	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005～0.0054	0/2						
加西市	北条町北条	0753							<0.0002	0/1			0.03	0/1	0.028	0/1	<0.0005	0/1			0.004	0/1	0.004	0/1						
南あわじ市	松帆	3599																							17	1/1				
宍粟市	山崎町須賀沢	1092							<0.0002	0/3			<0.01	0/3	<0.004	0/3	<0.0005	0/3			<0.001	0/3	0.0011～0.0027	0/3						

（４）地下水質継続監視調査（汚染地区調査）結果総括表③

	地区名	MESH番号	鉛		砒素		四塩化炭素		塩化ビニルモノマー		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	
加東市	西古瀬	0737																							9	0/1					
	高岡	0746							<0.0002～0.0019	0/3			<0.01	0/3	<0.004～0.014	0/3	<0.0005	0/3			<0.001～0.002	0/3	0.0077～0.077	2/3							
たつの市	揖保川町新在家	0991							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0.0046	0/1							
	揖保川町正條	0991							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0.0049	0/1							
	神岡町追分	1032																							11	1/1					
猪名川町	差組	0225			0.082～0.64	2/2																					2.4	1/1			
稲美町	中村	0645																							10	0/1					
播磨町	野添北	0635							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.012	0/1	<0.0005	0/1			0.038	1/1	<0.0005	0/1							
市川町	美佐	2810							<0.0002	0/3			<0.01	0/3	<0.004～0.005	0/3	<0.0005	0/3			<0.001～0.01	0/3	<0.0005～0.076	1/3							
太子町	沖代	0982																			<0.001	0/1	<0.0005	0/1							
	竹広	0983															<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1							
	老原	0992															<0.0005	0/1			<0.001	0/2	<0.0005	0/2							
	下阿曽	0992															<0.0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005	0/2							
	福地	0992															<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1							
	東南	0993															<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1							
	松ケ下	1003															<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1							
合計				1/17		19/37		0/1		8/82		0/22		0/96		14/99		0/70		0/36		16/108		22/106		9/17		16/23		1/2	106/716

m:環境基準超過検体数 、n:検体数

＜参考＞

平成30年度継続監視調査実施市町（地区数）

神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	洲本市	芦屋市
4	12	2	3	27	2	1

伊丹市	豊岡市	加古川市	宝塚市	三木市	川西市	小野市
4	2	7	4	2	1	1

加西市	南あわじ市	宍粟市	加東市	たつの市	猪名川町	稲美町
1	1	1	2	3	1	1

播磨町	市川町	太子町
1	1	7

24	市町
91	地区

表15　ダイオキシン類調査結果（大気）

	大気中濃度（pg-TEQ／m^3）																			
	8月	2月	30年度 年平均値	29年度 年平均値	28年度 年平均値	27年度 年平均値	26年度 年平均値	25年度 年平均値	24年度 年平均値	23年度 年平均値	22年度 年平均値	21年度 年平均値	20年度 年平均値	19年度 年平均値	18年度 年平均値	17年度 年平均値	16年度 年平均値	15年度 年平均値	14年度 年平均値	13年度 年平均値
芦屋市 山手小学校　※1	－	－	－	－	－	－	－	－	0.012	－	0.020	－	0.013	0.026	0.022	0.010	0.040	0.018	0.051	0.039
伊丹市 消防局　※2	－	－	－	－	－	0.018	0.027	0.015	0.14	0.095	0.063	0.036	0.013	0.024	0.061	0.018	0.074	0.041	0.059	0.39
宝塚市 よりあいひろば	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.016	－	0.015	－	0.023	0.020	0.014	0.027	0.023	0.045	0.065
川西市 市保健センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.014	－	0.014	－	0.022	0.024	0.026	0.033	0.040	0.068	0.060
三田市 市役所測定局	－	－	－	－	－	－	－	－	0.012	－	0.012	－	0.017	－	0.020	0.027	0.027	0.023	0.033	0.079
高砂市 市役所測定局	－	－	－	－	－	－	0.033	0.031	0.025	0.034	0.036	0.026	0.022	0.037	0.043	0.062	0.076	0.069	0.092	0.12
播磨町 町役場測定局	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.037	0.030	0.054	0.070	0.049	0.072	0.13
三木市 市役所	－	－	－	－	－	－	－	－	0.016	－	－	－	－	0.035	0.031	0.045	0.037	0.047	0.10	0.089
西脇市 西脇市役所　※3	－	－	－	－	－	0.015	－	0.015	0.014	0.017	0.017	0.024	0.013	0.020	0.025	0.019	0.040	0.047	0.040	0.062
たつの市 市役所測定局	－	－	－	0.016	－	0.020	－	0.020	0.032	0.025	0.023	0.025	0.024	0.030	0.031	0.031	0.059	0.051	0.046	0.054
赤穂市 市役所測定局	0.014	0.0093	0.012	－	0.012	－	－	－	－	－	－	0.016	－	0.024	0.033	0.027	0.039	0.055	0.048	0.059
太子町 町役場測定局	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.026	－	－	0.036	0.035	0.034	0.048	0.053	0.046	0.099
宍粟市 山崎市民局	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.013	－	－	0.019	－	0.021	0.027	0.027	0.040	0.037	0.066
豊岡市 豊岡総合庁舎	0.0068	0.0072	0.0070	－	－	－	0.015	0.0067	0.0087	0.013	0.015	0.010	0.010	0.015	0.013	0.014	0.048	0.022	0.028	0.041
丹波市 柏原総合庁舎測定局	－	－	－	－	0.0075	－	0.012	0.029	0.0088	0.010	0.010	0.0090	0.010	0.013	0.011	0.024	0.015	0.021	0.025	0.044
洲本市 洲本総合庁舎	－	－	－	0.014	－	0.014	－	0.010	0.015	0.023	0.030	0.014	0.026	0.027	0.021	0.045	0.086	0.041	0.071	0.15
年平均値の平均値			0.0095	0.015	0.0098	0.017	0.022	0.018	0.028	0.025	0.025	0.019	0.017	0.026	0.028	0.030	0.047	0.040	0.054	0.097

※1　平成13年度までは、山手小学校校舎建て替えのため朝日ヶ丘小学校で測定。

※2　平成13年度までは、伊丹市役所で測定。

※3　平成21年度までは、西脇市保健福祉公社（旧 西脇健康福祉事務所）で測定。

※4　兵庫県実施分のみ記載。

注1）各異性体実測定量下限値：0.01～0.05 pg/m^3、検出下限値未満は検出下限値の1/2で算出。
　　毒性等価係数WHO-TEFは平成17年度まではTEF(1998)、平成18年度からはTEF（2006）を使用。

注2）平成14年度からサンプリング期間が1週間となっている。

【参考】平成29年度　ダイオキシン全国環境調査結果（単位：pg-TEQ/m3）

環境媒体	最小値	最大値	平均値
大気（629地点）	0.0033	0.32	0.019

表16 ダイオキシン類調査結果(河川)

水域名	地点名	所在市町	ダイオキシン類	
			水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
洲本川	潮橋	洲本市	0.38	0.62
三原川	脇田橋	南あわじ市	0.26	0.83

表17　ダイオキシン類調査結果（海域）

水域名	地点名	ダイオキシン類	
		水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
播磨海域	大塩港内	0.37	16
播磨海域	飾磨港内	0.09	10

【参考】

平成29年度　ダイオキシン全国環境調査結果(環境省及び国土交通省実施)

水質・底質のダイオキシン類濃度

環境媒体		最小値	最大値
公共用水域 水質	(地点数 1,442)	0.010	1.7
公共用水域 底質	(地点数 1,205)	0.043	610

（水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g）

1　環境基準等

(1)大気の汚染に係る環境基準

（昭和 48 年5月環境庁告示第 25 号、ただし二酸化窒素については昭和 53 年7月告示、ベンゼン・テトラクロロエチレンについては平成9年2月告示、ジクロロメタンについては平成13年4月告示、微小粒子状物質については平成 21 年9月告示、トリクロロエチレンについては平成 30 年 11 月告示）

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^{3}以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m^{3}以下であること。	1年平均値が0.13mg/m^{3}以下であること。	1年平均値が0.2mg/m^{3}以下であること。	1年平均値が0.15mg/m^{3}以下であること。	1年平均値が15μg/m^{3}以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^{3}以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

［備考］ 1　浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm以下のものをいう。

2　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、 二酸化窒素を除く）をいう。

3　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μmの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2)水質汚濁に係る環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正平成 28 年3月 30 日環境省告示第 37 号)

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8 mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

備考

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。

3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a 河川（湖沼を除く。）

（ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下	1 千種川上流（千種町室橋から上流） 2 岸田川上流（岸田川発電所放流水合流点より上流） 3 矢田川上流（秋岡橋より上流）
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	1 猪名川上流（箕面川合流点より上流） 2 武庫川上流（三田市大橋より上流） 3 加古川上流（篠山川合流点より上流） 4 市川上流（仁豊野橋より上流） 5 夢前川上流（蒲田橋より上流） 6 揖保川上流（林田川合流点より上流） 7 千種川下流（千種町室橋から下流） 8 円山川上流（出石川合流点より上流） 9 岸田川下流（岸田川発電所放流水合流点より下流） 10 矢田川下流（秋岡橋より下流） 11 竹野川（全域） 12 佐津川（全域）
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100ml 以下	1 猪名川下流（1）（箕面川合流点より下流及び藻川。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く。） 2 神崎川（安威川、猪名川を除く神崎川） 3 武庫川中流（三田市大橋より仁川合流点まで） 4 明石川上流（伊川合流点より上流） 5 加古川下流（篠山川合流点より山陽線鉄橋まで） 6 加古川下流（山陽線鉄橋より下流） 7 市川下流（仁豊野橋より潮止えん堤まで） 8 夢前川下流（蒲田橋より潮止えん堤まで） 9 揖保川下流（林田川合流点より下流） 10 円山川下流（出石川合流点から港大橋まで） 11 志染川（呑吐ダム上流端から上流） 12 船場川上流（保城橋から上流）
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	―	1 武庫川下流（仁川合流点より下流） 2 明石川下流（伊川合流点より下流） 3 伊川（伊川と明石川との合流点から上流の伊川本流） 4 庄下川（本流全域） 5 昆陽川(本流全域） 6 夙川（本流全域） 7 船場川下流（保城橋から下流） 8 別府川(本流全域）
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	―	1 猪名川下流（2）（藻川分岐点から藻川合流点まで） 2 喜瀬川（本流全域）

E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	―	1　福田川(本流全域) 2　谷八木川(本流全域)
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

1　基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

4　最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階 (試料量が 0.1ml以下の場合は 1mlに希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

1　自然環境保全 :自然探勝等の環境保全

2　水道 1 級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道 2 級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水道 3 級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水産 1 級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
　水産 2 級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
　水産 3 級 :コイ、フナ等、β―中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水 1 級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水 2 級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　工業用水 3 級 :特殊の浄水操作を行うもの

5　環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

（イ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基　準　値		
		全　亜　鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法
備考 １　基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

ｂ　湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

（ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100ml 以下	―
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	千苅水源池 (千苅ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	―	―
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	―	―

測 定 方 法	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考　水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

（注）

1　自然環境保全　:自然探勝等の環境の保全
2　水道１級　:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道２･３級　:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水産１級　:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　水産２級　:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
　水産３級　:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4　工業用水１級　:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水２級　:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5　環境保全　:国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（イ）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005 mg/L以下	
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	千苅水源池（千苅ダムのえん提及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域） ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（平成32年度）全燐0.019 mg/L
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測 定 方 法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考	1　基準値は、年間平均値とする。 2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

（注）

1　自然環境保全　:自然探勝等の環境保全

2　水道１級　:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道２級　:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道３級　:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3　水産１種　:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用

水産２種　:ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用

水産３種　:コイ、フナ等の水産生物用

4　環境保全　:国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（ウ）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

（エ）

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上

生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法
備考　1　基準値は、日間平均値とする。 2　底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

イ 海域

（ア）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと。	大阪湾(3)～(5) 播磨海域(13) 播磨灘北西部 淡路島西部・南部海域 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	―	検出されないこと。	大阪湾(2) 洲本港(2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	―	―	大阪湾(1) 洲本港(1) 津名港 兵庫運河 播磨海域(1)～(10)
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産２級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表14に掲げる方法	

備考　1　水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

2　アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L）10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mlとアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2＋1）0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$COD(O_2\ mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\ Na_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$

（a）：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L）の滴定値（ml）

（b）：蒸留水について行った空試験値（ml）

f $Na_2S_2O_3$：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L）の力価

（注）　1　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全

2　水産１級　：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用

水産２級　：ボラ、ノリ等の水産生物用

3　環境保全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（イ）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	－
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	大阪湾（ハ） 播磨灘北西部 播磨海域　（ニ） 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	大阪湾（ロ） 播磨海域　（イ）（ロ）（ハ）
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	大阪湾（イ）
測定方法		規格45.4又は、45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考　1　基準値は、年間平均値とする。

2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）

1　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全

2　水産１種　：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産２種　：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される

水産３種　：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

（ウ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基　準　値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

（エ）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基　準　値 底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法

備考　1　基準値は、日間平均値とする。
　　2　底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

（3） 地下水の水質汚濁に係る環境基準

（平成9年3月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正平成 28 年3月 29 日環境省告示第 31 号）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下

クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数　0.3045を乗じたものの和とする。

4　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4)　土壌の汚染に係る環境基準

（平成３年８月 23 日環境庁告示第 46 号、最終改正平成 28 年３月 29 日環境省告示第 30 号）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液１L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米１kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液１L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液１L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌１kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液１L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌１kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液１L につき 0.02mg 以下であること。

四塩化炭素	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液１Ｌにつき１mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液１Ｌにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液１Ｌにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液１Ｌにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液１Ｌにつき１mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液１Ｌにつき 0.05mg 以下であること。

備考

１　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

２　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Ｌにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び１mg を超えていない場合には、それぞれ検液１Ｌ につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び３mg とする。

３　「検液中に検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

４　有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

（5）騒音に係る環境基準

（平成 10 年9月環境庁告示第 64 号、最終改正平成 24 年3月 30 日環境省告示第 54 号）

地域の類型	基準値 昼間	基準値 夜間	各類型を当てはめる地域
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	都道府県知事が指定する地域（市の区域内は、市長が指定）
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

（注）１　時間の区分は、昼間を午前6時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前6時までの間とする。

２　AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

３　Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

４　Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

５　Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基　　準　　値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考　車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　　準　　値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては、45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

＊ 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

（6） 自動車騒音に係る要請限度

（平成 12 年3月総理府令第 15 号、最終改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

	時間の区分／区域の区分	昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考　a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

1　a区域　　専ら住居の用に供される区域

2　b区域　　主として住居の用に供される区域

3　c区域　　相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルの範囲をいう。）に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

（7） 道路交通振動に係る要請限度

（昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号、最終改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

時間の区分／区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考
第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。 1　第1種区域　　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 2　第2種区域　　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

（8） 航空機騒音に係る環境基準

（昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号、最終改正平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号）

地　域　の　類　型		基　準　値
Ⅰ	専ら住居の用に供される地域	57デシベル以下
Ⅱ	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62デシベル以下

※参考　平成 25 年 3 月 31 日まで

地　域　の　類　型		基　準　値 （単位WECPNL）
Ⅰ	専ら住居の用に供される地域	70以下
Ⅱ	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

（9） 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

（昭和 50 年7月環境庁告示第 46 号、最終改正平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号）

地域の類型		基準値
Ⅰ	主として住居の用に供される地域	70 デシベル以下
Ⅱ	商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 デシベル以下

（10） ダイオキシン類に係る環境基準

（平成 11 年 12 月環境庁告示第 68 号、最終改正平成 21 年3月 31 日環境省告示第 11 号）

媒　体	基 準 値	測　定　方　法
大 気	0.6pg－TEQ／m^3以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 （水底の底質を除く。）	1pg－TEQ／L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg－TEQ／g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

土　壌	1,000pg－TEQ／g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

1　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3　土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

4　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ／g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ／g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

（注）1　大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2　水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3　水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4　土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

（参考）

用語解説

１　環境基準

「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標である。

「環境基本法」に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音について環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

２　大気汚染、自動車公害関係

（１）　大気汚染に係る環境基準の長期的評価、短期的評価

①長期的評価：環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較する年平均値と、測定結果のうち特定の値と環境基準値とを比較する年間98％値、２％除外値がある。

②短期的評価：環境基準値と１時間値又は１日平均値とを比較して評価。浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素及び光化学オキシダントの環境基準への適否について行う際に使用。

（２）　二酸化硫黄（SO_2）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。硫黄酸化物のうち二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨原因物質である。

（３）　二酸化窒素　（NO_2）

窒素酸化物（ＮＯｘ）は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素（Ｎ）は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素（Ｏ）と結合して、一酸化窒素（ＮＯ）が発生する。一酸化窒素（ＮＯ）は不安定な物質であるため、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（NO_2）となる。

（４）　浮遊粒子状物質（ＳＰＭ：Suspended Particulate Matter）

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μｍ（マイクロメートル）以下のものをいう。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ一次粒子と、排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する二次生成粒子として分類される。

（５）　微小粒子状物質（$PM_{2.5}$：Particulate Matter 2.5）

大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5μｍ（マイクロメートル）以下のものをいう。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

（６）　光化学オキシダント（Ｏｘ）

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

（７）　一酸化炭素（ＣＯ）

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するか、あるいは炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに生ずる無色、無臭の気体である。自動車の排気ガスに含まれて大気中へ排出される。

（８） 有害大気汚染物質

大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義しており、ベンゼンなど23の物質が優先取組物質とされている。

（９） ベンゼン

ベンゼンは、化学工業製品の合成原料、溶剤、抽出剤等広い用途がある。また、ガソリン中にも含まれる。人に対して発ガン性を示す物質と評価されており、白血病を起こすと考えられている。主な発生源は、ベンゼンの製造施設、使用施設、保管施設の他に、コークス炉、自動車等である。

(10) トリクロロエチレン

トリクロロエチレンは、金属機械部品の脱脂洗浄剤、一般溶剤、塗料、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発がん性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等との関連性が報告されている。主な発生源は、トリクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設 のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(11) テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンは、ドライクリーニング用洗浄剤として用いられるとともに、プラスチック等の脱脂洗浄剤、一般溶剤のほか、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発がん性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等発がん性が示唆されている。主な発生源はテトラクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(12) ジクロロメタン

ジクロロメタンは、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤など広い用途がある。人に対する発がん性については、可能性を完全には除去できないが、可能性は小さいとされている。非発がん影響としては、中枢神経に対する麻酔作用がある。

(13) 酸性雨

工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これらを取り込んだとみられるｐＨの低い（酸性度の強い）雨のこと。酸性雨により、湖沼や河川の酸性化、森林への影響などが懸念されている。

(14) アスベスト

アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれ、天然に産する繊維状水和性けい酸塩鉱物の総称。代表的なものとしてはクリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びアモサイト（茶石綿）がある。空気中に浮遊するアスベストを吸い込んで発生する健康被害としては、肺がんや悪性中皮腫があるが、アスベスト繊維を含んだ水を飲んだりしても、障害は発生しないとされている。

(15) 要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づく環境省令で定める自動車騒音・振動の限度。市町村長は、この限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し措置を執るべきことを要請できる。

(16) ＷＥＣＰＮＬ（Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level）

航空機騒音の大きさをあらわす単位（いわゆる「うるささ指数」）。航空機騒音のピークレベルのパワー平均値と時間帯別の航空機の機数を基にして算出される。例えば夜間時間帯の航空機の機数は、昼間の10倍の重み付けをして算出される。

(17) L_{den}（エルデン）

航空機騒音の大きさをあらわす単位。騒音の総暴露量をエネルギー積分により評価する。（ＷＥＣＰＮＬでは騒音継続時間を20秒と仮定して算出していたが、実際の継続時間による積分算出

に変更。）1回の騒音に対する暴露量に、夕方は５dB、夜間は10dBを加え、1日のエネルギーを加算し求めた総騒音暴露量を24時間で平均したもの。

(18)　ｄＢ（デシベル）

音や振動の大きさの単位で、測定した音（振動）のエネルギーの量を基準となるエネルギー量で除したものの対数で表される。エネルギー量が2倍になれば3ｄＢ、10倍になれば10ｄＢ、100倍になれば20ｄＢ増加する。

３　水質汚濁関係

（１）　生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ:Biochemical Oxygen Demand）

河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要となる酸素量を mg/Lで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

（２）　化学的酸素要求量（ＣＯＤ:Chemical Oxygen Demand）

海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、海水や湖水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/Lで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

（３）　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や家畜の糞尿、工場廃水に含まれる窒素が、環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。

（４）　全窒素、全燐

全窒素とは無機態窒素及び有機態窒素の総量、全燐とは無機態燐（燐酸態燐）及び有機態燐の総量をいう。窒素及び燐は一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域等の生態系維持に必要な元素で、海域等の生態系のバランスの維持にあたり必要な一要素であると考えられている。

（５）　富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。

４　ダイオキシン類関係

（１）　ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD) 、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB) という化学物質をあわせたものを「ダイオキシン類」と呼ぶ。

これらは、炭素(C)、水素(H)、塩素(Cl) からできており、それぞれの分子の結合の仕方によって、多くの異性体が存在する。このうち、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが最も毒性が強い。

（２）　毒性等量（ＴＥＱ：Toxicity Equivalency Quantity）

ダイオキシン類には多くの異性体が存在し、異性体毎に毒性が大きく異なるため、最も毒性の強いダイオキシン（2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）の毒性を１とし、各異性体の毒性等価係数（TEF:Toxicity Equivalency Factor）に各異性体の濃度をかけて表したもの。